地域づくり支援施策集



環境省





総務省



国土交通省



文部科学省



経済産業省





学厚生労働省

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 農村政策推進室 令和3年9月

はじめに

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき「しごと」、「くらし」、「活力」の3つの柱からなる農村の振興を進めるため、 関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

• 想定する読者

地域づくりに取り組む地方自治体。

• 主な目的

地域づくりを支援する施策集により、地方自治体等に情報提供を行い、地域の課題解決のために活用していただく。

• 構成、內容

施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

• 使い方

各地方自治体の取組に関係のあるページや、関心のある施策をご覧ください。活用方法などをより深く知りたい場合には、農山漁村ホットラインや各施策に記載の担当部署にご連絡ください。

施策目次

					該当	事項		
No.	省庁名	事業名称	を生かした	域資源を活	の将来像を		える組織体制や人材を	⑥地域の魅 力を発信す る
		食料安全保障の確立に向けた国民運動推進事業のうちフードサプライチェーンの環境調和		組む				
1	農林水産省	推進事業		\circ				
2	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)						
3	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金(6次産業化関係)		\circ				
4	農林水産省	6次産業化サポート事業		\circ				
5	農林水産省	地域資源活用展開支援事業		\bigcirc				
6	農林水産省	食料産業・6次産業化交付金のうちメタン発酵バイオ液肥等の利用促進		\circ				
7	農林水産省	畜産バイオマス地産地消対策事業		\circ				
8	農林水産省	農山漁村振興交付金		\circ	0			
9	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金			\circ		\bigcirc	
10	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金		\circ				
11	農林水産省	土地改良施設維持管理適正化事業						
12	農林水産省	多面的機能支払交付金			\circ		0	
13	農林水産省	農山漁村地域整備交付金		\circ				
14	農林水産省	農村整備事業						
15	農林水産省	中山間地域農業農村総合整備事業		\circ				
16	農林水産省	農林水産研究推進事業		0				
17	農林水産省	「緑の人づくり」総合支援対策のうち、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業					\circ	
18	農林水産省	林業・木材産業成長産業化促進対策のうち、木質バイオマス利用促進施設整備		\circ				
19	農林水産省	木材需要の創出・輸出力強化対策のうち、「地域内エコシステム」推進事業		\circ	\circ		\circ	
20	農林水産省	森林・山村多面的機能発揮対策交付金			\circ			
21	農林水産省	新たな森林空間利用創出対策のうち、「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援 事業		0				
22	農林水産省	森林整備事業						
23	農林水産省	シカ等による森林被害緊急対策事業				\circ		
24	農林水産省	水産多面的機能発揮対策事業					\circ	
25	農林水産省	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	\circ					
26	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度					\circ	
274	内閣府	地方創生推進交付金	\circ	0	0	0	0	\circ
28	内閣府	関係人口創出・拡大のための対流促進事業		0			0	

施策目次

					該当	事項		
No.	省庁名	事業名称	を生かした		の将来像を		える組織体制や人材を	⑥地域の魅 力を発信す る
29	総務省	地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)	0					
30	総務省	地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)						
31	総務省	ふるさとワーキングホリデー	0	0			0	\circ
32	総務省	地域おこし協力隊						
33	総務省	移住・交流情報ガーデン					0	\circ
34	総務省	関係人口創出・拡大事業		\circ				
35	総務省	地域活性化起業人		0			0	\circ
36	総務省	サテライトオフィス・マッチング支援事業						
37	総務省	地域運営組織			0		\circ	
38	総務省	特定地域づくり事業協同組合制度						
39	総務省	子供の農山漁村体験(通称「子ども農山漁村交流プロジェクト」)					\circ	
40	総務省	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業						
41	総務省	集落支援員			\circ	\circ	\circ	
42	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	0		0		\circ	
43	総務省	地方大学の力を活用した雇用創出・若者定着の促進事業		\circ			\circ	
44	総務省	高度無線環境整備推進事業						
45	総務省	携帯電話等エリア整備事業						
46	文部科学省	スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業					\circ	
47	文部科学省	スポーツによる地域の価値向上プロジェクト		\circ				
48	文部科学省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金		\circ				
49	文部科学省	国際文化芸術発信拠点形成事業		\bigcirc				
50	文部科学省	地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業		\circ				
51	文部科学省	地域文化財総合活用推進事業(地域文化遺産・地域計画等、地域無形文化遺産継承基盤整備)		0				\circ
52	文部科学省	文化芸術創造拠点形成事業						
53	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業		\circ			\circ	
54	厚生労働省	地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)					\circ	
55	厚生労働省	農林漁業就業支援事業					\circ	
56 5 5	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金(内数)					\circ	
5 ට	厚生労働省	地域支援事業					\circ	

施策目次

					該当	事項		
No.	省庁名	事業名称	を生かした	②域用な村ベン組制を対応を新(ノョ取・サックを かんりょう かんりょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょく はんしゃく はんしょく はんしん はんしょく	持するための将来像を	み続けるた		⑥地域の魅力を発信する
58	経済産業省	地域産業デジタル化支援事業		0				
59	経済産業省	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業		0				
60	経済産業省	JAPANブランド育成支援等事業		\circ				\circ
61	経済産業省	地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業				0		
62	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業						
63	国土交通省	手づくり郷土賞(てづくりふるさとしょう)		0				0
64	国土交通省	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業						
65	国土交通省	地域づくり表彰						
66	国土交通省	景観・歴史を大切にしたまちづくり(歴史まちづくりの推進)						\bigcirc
67	国土交通省	景観改善推進事業						
68	国土交通省	空き家再生等推進事業						
69	国土交通省	街なみ環境整備事業				0		0
70	国土交通省	観光地域づくり相談窓口の設置		\circ				
71	国土交通省	観光地域づくり事例集作成		\circ				
72	国土交通省	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業		\circ				
73	環境省	環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業		\circ	\circ		\circ	
74	環境省	国立公園満喫プロジェクト等推進事業		\circ				\bigcirc
75	環境省	(日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、)国立公園等における 子どもの自然体験活動推進事業		0				\circ
76	環境省	エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業		\circ			\bigcirc	\bigcirc
77	環境省	自然公園等事業等(内数)		\circ				\bigcirc
78	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業費	\circ	\circ				
79	環境省	一般廃棄物処理施設の整備		\circ		\circ		
80	環境省	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽の整備)				\circ		

大臣官房 環境バイオマス政策課

趣旨 目的

持続可能な社会を実現するためには、生産から廃棄に至るフードサプライチェーンの各段階が協働し、脱炭素 化や生物多様性保全による地球環境対策に取り組むことが重要。このことから、環境と調和した製品に対する 購買意欲の向上など消費行動の変容や、事業者へのESG投資の引込みを促進するため、地球環境対策の「見え る化し、ステークホルダーとの対話の促進等の取組を実施する。

農と所得 の確保 地域の魅 ションに に取り組 地域を支 地域を維 える組織体や人材 持するた を確保す を話し合 の整備や フラを確 保する

事業 内容

- 1. 脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進
- 2. フードサプライチェーンにおける生物多様性保全等の推進
- 3. 農山漁村と企業等の連携の推進
- 4 ESG投資のための事例等調査及び手引きの作成

民間団体等

委託

43

く事業の内容>

1. 脱炭素型フードサプライチェーンの「見える化」の推進

- TCFD※1提言の取組事例の調査、脱炭素化の技術の定量化手法の開発、 カーボンフットプリントの製品カテゴリールールの作成等を実施します。 ※1 TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)
- 2. フードサプライチェーンにおける生物多様性保全等の推進
- 新たな農林水産省生物多様性戦略を検討するとともに、戦略を社会実装するた めの意見交換会を開催します。また、生物多様性の社会経済活動への応用を図 るため、農林水産業における生物多様性認証のあり方を検討するための状況調 **沓や検討会を開催します。**
- 3. 農山漁村と企業等の連携の推進
- 農山漁村におけるSDGsの取組事例の整理や発信を行うセミナーや、持続可能 な生産者とそれを求める企業等とのサステナブル商談会、農林水産業の持続可 能性や環境保全につながる食の選択について意見交換会を開催するなど、ス テークホルダーとの対話を促進します。また、環境と調和した取組を行う食品関連 企業に関する海外投資家向けの情報発信を行います。
- 4. ESG投資のための事例等調査及び手引きの作成
- 農林水産業がESG投資※2等を見据えた経済活動と連動できるよう、ガイドライン の作成や情報を入手できるサイトを構築します。
 - ※2 ESG投資(環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資)

<事業の流れ>



民間団体等

く事業イメージン

- ①脱炭素型フードサプライチェーンの 「見える化」の推進
- ・TCFD提言の取組事例の調査
- ・脱炭素化技術の定量化手法の開発
- ・カーボンフットプリントの製品カテゴリールール の作成 等
- ③農山漁村と企業等の連携の推進
- ・農山漁村におけるSDGs取組事例の整理 や発信を行うセミナーの開催
- サステナブル商談会の開催
- 食と環境意見交換会
- 海外投資家向け情報発信

- ②フードサプライチェーンにおける 生物多様性保全等の推進
- 生物多様性保全に向けた意見交換会 の開催等
- ・生物多様性認証のあり方検討のための 状況調査、検討会の開催
 - ④ESG投資のための事例等 調査及び手引きの作成
- ・ガイドラインの作成 等
- ・環境と調和した製品への購買意欲の向上など消費行動の変容を推進
- ・投資家によるESG投資の引込みを促進

環境と経済の好循環

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/yosan.html

消費・安全局消費者行政・食育

趣旨 目的 ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす。

- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす。
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす。
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす。

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関係の目標達成に向けて、地域関係者 が取り組む、食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験機会の提供、日本型食生活の普及、食育を推進す るリーダーの育成等の食育活動を支援する。



都道府県、市町村、民間団体等

定額(1/2以内)

186の内 数

く事業の内容>

○ 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の 育成やその活動促進を支援します。

○ 農林漁業体験機会の提供

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向 けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。

○ 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより、 共食の場の提供を支援します。

○ 学校給食における地場産物活用の促進

学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、 献立の開発・試食、食育授業を支援します。

○ 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上

環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識 調査、セミナーの開催等を支援します。

○ 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携し た啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。

○ 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会 や食育授業等の開催を支援します。

○ 和食給食の普及

和食給食の普及に向けた献立の開発、子供や学校関係者を対 象とした食育授業の開催を支援します。

<事業の流れ>

交付 (定額)

交付率 1/2以内 都道府県

事業実施主体

都道府県、市町村、 民間団体等

く事業イメージ>

目標(食育推進基本計画に想定される目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす。
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する 地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



・食生活の改善や食文化等に対す る意識の向上、

- 地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う6次産業化の取組等を支 援する。

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者と多様な事業者が連携して行う地域資源を活用した新商 品開発や販路開拓の取組、加工・販売施設等の整備の取組等を支援する。

農と所得 地域の魅 ノベー 力を発信 ションに に取り組 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や フラを確

都道府県、市町村、農林漁業者等

定額、1/2以内、1/3以内、3/10以内

1.894の内 数

く事業の内容>

1. 食料產業·6次產業化推進交付金

① 6次産業化の推進

ア 業務用需要に対応したBtoB (事業者向けビジネス)の取組、「農泊」と連携し た観光消費の促進及び農福連携の発展に資する新商品開発や販路開拓等の取 組を重点的に支援します。

イ 都道府県及び市町村段階に、行政、農林漁業、商工、金融等の関係機関で構 成される6次産業化・地産地消推進協議会を設置し、6次産業化等に関する戦 略の策定(更新)や6次産業化に取り組む人材を育成する取組を支援します。

② 研究開発・成果利用の促進

新技術を活用した新たな高付加価値商品等の創出・事業化に必要な技術実証、 マーケティング等を支援します。

2. 食料産業・6次産業化整備交付金のうち「6次産業化施設整備」

1,708 (2,289) 百万円の内数

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は 出資を活用して6次産業化に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整 備に対して支援します(業務用需要に対応したBtoBの取組、「農泊」と連携した観 光消費の促進及び農福連携の発展に資するものを重点的に支援)。

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

<事業の流れ>



農林漁業者の 組織する団体等

く事業イメージ>

186(245)百万円の内数 ○ 「6次産業化の推進」「6次産業化施設整備」の重点支援分野

業務用需要に対応した BtoBの取組の推進



高い品質管理下での業務用



加工・販売の事業と一体的に 行う加工・収穫体験等の提供

農福連携の発展

障害者との協働による商品化

※重点支援分野に該当しない新商品開発(地場産農林水産物を活用した施設給食メニューや介護食品 の開発を含む) や販路開拓の取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、6次産業化の取組に必 要な非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も支援の対象となります。

6次産業化等に関する戦略の策定

○ 6次産業化に取り組む人材の育成

農林漁業者



- 6次産業化等に関する戦略 の策定 (更新)
- ・戦略に関する交流会の開催



経営感覚を持って6 次産業化に取り組む 人材の育成のための 研修会の開催等

自治体

研究開発・成果利用の促進

研究開発成果 研究開発成果の利用 機能性成分の抽出技術 技術実証、試作品の 長期保存·高鮮度輸送技術 製造·評価、製品化

未利用資源の商品化技術 及び試験販売等 ・機能性成分や加工適性に

民間 事業者 公設 試験場

富む新品種の育成 等

6次産業化サポート事業

大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課

趣旨 目的 農山漁村の6次産業化に向けた取組を推進し、新たな市場・付加価値を創出するとともに、農山漁村地域の雇用の確保と農林漁業者の所得向上を図る。

事業内容

6次産業化サポートセンターによる農林漁業者等の育成、外食・中食等における国産食材の活用を支援すると ともに、6次産業化の優良事例の表彰等を通じた普及啓発を行う。 事業実施主体 (対象者)

都道府県、民間団体等

補助率

定額、委託

和 3 年度 当初予算 百万円)

453

〈事業の内容〉

1. 6次産業化サポートセンター事業

① **都道府県サポートセンター事業** 350 (400) 百万円

中央サポートセンターと連携して、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に 資する**質の高いサポート**を実施します。

② 中央サポートセンター事業

有体制の構築を支援します。

70 (92) 百万円

都道府県段階では不足している専門分野の人材をカバーするとともに、**経営やサプライチェーン全体を見渡せるエグゼクティブプランナーを選定・派遣**し、支援を受けた事業者を**地域の優良事業者に育成**する取組を重点的に支援します。

2. 外食・中食等における国産食材の活用促進 18 (24) 百万円 農林漁業者と外食・中食事業者のマッチング、ジビエ肉の商談会の開催、情報共

3. 6次產業化普及啓発委託事業

15 (15) 百万円

6次産業化の取組の質的向上や関連事業者等との連携強化を図るため、6次産業化の優良事例や全国各地の地産地消等を推進する事業者を募集し、優れた取組・活動を表彰し、情報誌・インターネット等により全国に発信・展開します。

<事業の流れ>







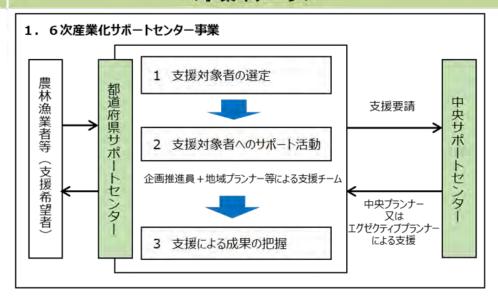
(1①の事業)

(1②、2の事業)

民間団体等

(3の事業)

く事業イメージン







⇒ 新たな商流の形成につながる場の設定

- 2444

趣旨 目的 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を推進するため、相談対応や出前指導、関連事業者とのマッチング等の取組、先進事例やノウハウをシェアリングする取組を支援する。

事業 内容

- 1. 新規開拓型
- 2. 発展サポート型
- 3. 先進情報バンク活用型

特性を生 かした営 農と所得 の確保 力を発信 する 地域を支 える組織 体や化す る を確保す を確保する 地域を推 たを確保す を確保する

事業実施主体 (対象者)

民間団体等

補助落

定額

令和3年度 当初予算 (百万円)

16

〈事業の内容〉

1. 新規開拓型

農山漁村における地域資源の再生可能エネルギーとしての利用について、 課題を抱え取組が進まない農林漁業者や地方公共団体等に対し、専門家 による相談対応・アドバイス・出前指導等により支援します。

2. 発展サポート型

農林漁業者等が地域内の資源を活用した再生可能エネルギー発電を自らの施設や地域内での利用、農林漁業者と地域新電力等の連携により活用するため、地域の実態調査、関連事業者とのマッチング、情報発信、検討会の設置等、地域内活用の体制構築に向けた取組を支援します。

3. 先進情報バンク活用型

バイオマス産業都市における先進的な取組を横展開し、他地域での事業 化を促進するため、取組を分析し、活用可能なノウハウとして体系化した先 進情報バンクを作成するなど、他地域での課題解決や導入促進に向けた 環境整備を支援します。

<事業の流れ>





民間団体等

新規開拓型

再生可能エネルギーに関心のある農林漁業者の課題解決を支援







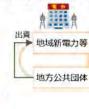


発展サポート型

農林漁業者が地域内の資源を活用した再エネ発電を自らの施設、地域内での使用、地域新電力等と再エネ発電主体(農林漁業者等)・需要家との連携を図る取組等を支援

く事業イメージン







先進情報バンク活用型

先進的な取組を分析・体系化して情報バンクを作成し、シェアリングできる取組を支援







再エネ導入を目指す他地域で 情報バンクをシェアリング

11

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/seminar.html

事業 内容 メタン発酵後の副産物をバイオ液肥等として地域で有効利用するための取組を支援する。

メタン発酵後の副産物をバイオ液肥としてほ場に散布するための費用を定額で支援する。

- 1. 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布する(散布実証)。
- 2. 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、バイオ液肥を肥料として 利用した際の効果を検証する(肥効分析)。
- 3 検証の結果を整理し、普及啓発資料や研修会などを用いて、地域農業者等にバイオ液肥の利用を促すこと で、利用範囲を拡大する。



民間団体等

定額

1.894の内 数

く事業イメージン





- バイオ液肥の散布実証にかかる経費(散布機材のリース、実証は場の確保等) ・ バイオ液肥の成分分析
- バイオ液肥を散布したほ場の土壌分析
- ・ バイオ液肥を使用した農作物の生育状況調査
- 上記試験結果の整理及び分析
- 研修会の開催(試験結果等について、農業者に説明)
- 普及啓発資料作成、サンプル提供

交付

<事業の流れ>

(定額) 玉

都道府県等



民間団体等

12

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio yosan.html

対

(象範囲

大臣官房環境バイオマス政策課 03-6738-6479

に取り組

地域の魅 力を発信

体や人材 を確保す

定住条件の整備や

グリーン社会(カーボンニュートラル)の実現に向けて、エネルギー地産地消を推進するため、家畜排せつ物 等を活用したバイオガスプラント等の施設・機械の導入を支援する。

1. 施設整備

家畜排せつ物等の畜産バイオマスを活用し、エネルギー地産地消に資するバイオガスプラント等を導入する ために必要な調査・設計及び施設整備を支援する。

《支援対象施設》

前処理施設、発酵槽、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設 等

2. 機械導入

バイオガスプラントの導入メリットを地域に波及させるため、バイオ液肥の利用拡大や、災害時のレジリエ ンス強化に必要な機械導入(リース方式含む)を支援する。

《支援対象機械》

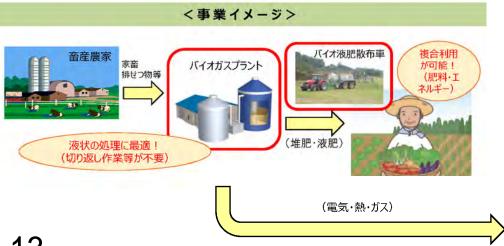
バイオ液肥散布車、非常用回線切換装置、蓄電・精製ガス装置等

畜産・酪農経営者等

1/2

986 (2年

度補正)







http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/baio yosan.html

大臣官房環境バイオマス政策課 03-6738-6479

農山漁村振興交付金

趣旨目的

農山漁村の自立及び維持発展に向け、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域の活性化を図る。

事業 地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所内容 得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進する。

事業実施主作 (対象者) 地域協議会、市町村、農林漁業者の組織する団体等

補助率

地域協議会 定額 地方公共団体 1/2 等

令和 3 年度 当初予算 (百万円)

9,805

〈事業の全体像〉

1. 農山漁村地域での取組への支援

※下線部は拡充内容

- ① 地域活性化対策
 - 地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。
- ② 中山間地農業推進対策 中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。
- ③ 山村活性化対策 振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。
- ④ 最適土地利用対策 農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。
- ⑤ 農泊推進対策 観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。
- ⑥ 農福連携対策 農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。
- ② **農山漁村活性化整備対策** 地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。
- (8) 情報通信環境整備対策 インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。
- 2. 都市部での取組への支援
- ① 都市農業機能発揮対策 都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

コミュニティでの合意形成段階から実行段階までそれぞれの発展段階に応じた対策を実施 ▶ 取組の具体化・実行 スタートアップ ハードの充実 農山漁村活性化 コミュニティ 中山間地農業 地域活性化対策 整備対策 推進対策 ハード 高収益作物導入の実証 山村活性化 の維 対策 地域住民による計画づくり ハウス 地域産品の加工・商品化 農 最適土地利用 農産物直売施設 山 対策 漁村の活性化 ツフト ハード 農地の粗放的利用 都市職業の持つ多様な機能 集出荷·貯蔵·加工施設 都市農業 農泊推進対策 情報通信環境 機能発揮対策 整備対策 ソフト ハード 農家民宿 ハード 自立化 農福連携対策 ソフト ハード 都市農地貸借による担い手づくり 通信施設

<事業の流れ>

14

定額、1/2等

地域協議会等地方公共団体

(102356、20の事業)

定額. 1/2等

農林漁業者の 組織する団体等

(12478の事業)

問合せタ

1156、21の事業

1234の事業

都市農村交流課 03-3502-5946 地域振興課 03-3502-6286

1(7)(8)の事業

地域整備課 03-3501-0814

農村振興局 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払

中山間地域等直接支払交付金

趣旨目的

中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等 の多面的機能の低下が懸念されるため、農業者等に中山間地域と平地の農業生産条件の不利を補正するための 交付金を支払うことにより、中山間地域等の農業生産活動の維持を図る。

中山間地域等において、地目や傾斜等に応じた交付金を、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業 生産活動を継続して行う農業者等に協定農用地面積に応じて交付する。

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 する めの将来を話し合 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や フラを確

農業者の組織する団体等

定額

26,100

く事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金

25,900 (25,900) 百万円

- 第5期対策(令和2~6年度)のポイント
- ① 対象地域に棚田地域振興法の指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を 追加
- ② 6~10年後を見据えた集落の将来像の明確化を促進するため、体制整備単価 要件を「集落戦略の作成」に一本化

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、 これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

- ③ 農業生産活動の継続に向けた前向きな取組への支援を強化するため、集落協定 の広域化や集落機能の強化、農業生産性の向上等の加算措置を新設・拡充
- ④ 農業者等が安心して取り組めるよう交付金返還措置の見直し

【主な交付単価】

103	抵益	文付場艦 (円/10a)	田:急傾斜 (傾斜:1/20)	畑:急傾斜 (傾斜:15度)
	急傾斜 (1/20~)	21,000	2100	- 64
B	緩傾斜(1/100~)	8,000	27717 2777 0.5m	-
A ST	急傾斜(15度~)	11,500	(Om -	10m —
ME.	緩傾斜 (8度~)	3,500	21,000PJ/10a	11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

200 (200) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



都道府県



市町村



農業者等

く事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域)

【対 象 者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等 【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田 等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用 を支援	6,000円 (田·畑)
集落協定広域化加算 【上限額:200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額:200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を 支援	3,000円 (地目にかかわらず)
生産性向上加算 【上限額:200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

鳥獸被害防止総合対策交付金

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となった被害対策の取組や、ジビエ利用拡 大に向けた取組を支援する。

事業内容

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援する。

事業実施主体 (対象者)

都道府県、地域協議会、民間団体等

補助率

定額(1/2以内等)

令和3年度 当初予算 (百万円)

11,005



く事業の内容>

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援します。

- ① 侵入防止柵、焼却施設、捕獲高度化施設等の整備※(1/2以内、直営施工の場合は定額支援)
- ② 捕獲活動の抜本的強化・地域ぐるみの被害防止活動
- ア 捕獲活動経費の直接支援(獣種等に応じた上限単価以内での定額支援・捕獲頭数の増加に応じた上乗せ支援)
- イ 捕獲サポート体制の構築、ICTを活用したスマート捕獲等の取組を支援(限度額内で定額支援)
- ウ 都道府県が行う広域捕獲活動、新技術実証活動等を支援 (2,300万円以内を定額支援)
- ③ ジビエフル活用に向けた取組
- ア 利用可能な個体のフル活用体制構築に向けた、処理加工施設やジビエカー、**簡易な一次 処理施設等の整備**※〔1/2以内〕
- イ 放射性物質による出荷制限解除に向けた検査費用の支援 (限度額内で定額支援)
- ウ 捕獲者・処理加工施設・実需者等によるコンソーシアム方式の導入
- エ ジビエの全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援(定額支援)

※は地域協議会の構成員も可

等

<事業の流れ>

国 都道府県

1/2

1/2以内等 地域協議会 民間団体 等 (①、②、③アイウの事業)



民間団体等

(③エの事業)

く事業イメージ>

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用への支援〕







#獲活動経費の 直接支援



処理加工施設等の 整備



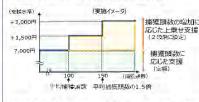
整備 の人材育成 (ジビエフル活用に向けた取組)

①捕獲頭数の増加に応じた活動経費の支援

・シカ・イノシシの平均捕獲頭数以上の捕獲に

〔捕獲活動の抜本的強化〕

対して、最大3,000円を上乗せ支援



・成果をあげた協議会を表彰し、活動経費を支援

②捕獲サポート体制の構築支援

地域の農業者や農業関連団体、

若者等で捕獲サポート体制を構築

①利用可能な個体のフル活用体制構築

簡易な一次処理施 設や残渣処理施設

等の整備よる処理体 制の構築

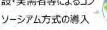
②放射性物質影響地域における支援

出荷制限解除に向け た検査費用の支援



③捕獲から販売まで一体となった活動への支援

捕獲者・処理加工施 設・実需者等によるコン





〔鳥獸被害対策推進枠〕

- ・多面的機能支払交付金のうち多面的機能の増進を図る活動等の一部(鳥獣緩衝帯の整備・保全管理等)
- ・中山間地域等直接支払交付金のうち生産性向上加算及び集落機能強化加算等(捕獲対策・ジビエ利用拡大等)

重業IIRI

農業水利施設の定期的な整備補修等に対し国が助成することによって、社会的資産である施設の管理の適正化 目的 を図る。

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる整備補修(原動機等のオーバーホール、用排水路の整備補 修等) の実施等

農と所得 地域の魅 力を発信 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確

保する

十地改良区等

下図参照

3,312

〈事業の内容〉

1. 施設整備補修

施設の機能保持、耐用年数の確保のため必要となる定期的な整備補修を実 施します。

2. 施設改善整備対策

水田地域において高収益作物を導入し、産地形成を図るために必要な整備補 修(ゲート設備の電動化、漏水防止のための水路整備等)を実施します。

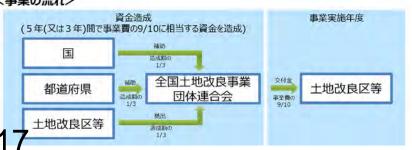
3. 安全管理施設整備対策

農業水利施設への転落事故を防止するための安全管理施設(フェンス、通行止 門扉等)を計画的に整備します。

4. 緊急整備補修

予測し得ない事故や施設の老朽化等の理由により緊急に必要となる整備補修 を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>





原動機の修繕、塗装 安全管理施設整備対策

施設改善整備対策







ネットフェンスの更新

緊急整備補修





水管橋漏水部の補修

https://www.maff.go.ip/i/nousin/kikaku/dantaisidou rivouchou sei.html

水門開閉の電動化

目的

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援 する。

【農地維持支払】

農業者等による組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動等を支援する。 【資源向上支払】

地域住民を含む組織が行う、地域共同による施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上 を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。

農と所得 の確保 地域の魅 力を発信 する に取り組 地域を支 地域を維 える組織 持するた 体や人材 めの将来 を話し合 を確保す 定住条件 の整備や フラを確 保する

交付単価

農業者等の組織する団体

定額

当初予算

48.652

<事業の内容>

- 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円
- ① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共 同活動を支援します。
- ② 資源向上支払 地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化 のための活動を支援します。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域 資源の保全管理に関する構想の策定 等







く事業イメージン

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生 態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための 補修 等







(円/10a)

ため池の外来種駆除

実 施 主 体 : 農業者等で構成される組織 (●及び●は農業者のみで構成する組織でも取組可能) 対象農用地:農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

		都研明		北海道				
	● 原地維持支払	●脚牌向上支払 (共同) =1	●資源尚上支払 (長寿命化)=1/2/3	●農地區协支払	●資源向上支払 (共同) ^{□1}	●衛原向上支払 (長寿命化)*1.2.2		
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400		
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600		
草地	250	240	400	130	120	400		

- [5年間以上実施した地区は、全に75%単価を適用]
- ※1:②、③の資源向上支払は、●の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2:0、Qと併せて3の長寿命化に取り組む場合は、Qに75%単価を適用 ※3: ●の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用
- 2. 多面的機能支払推進交付金 1,602(1,602)百万円 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ> 都道府県 市町村 農業者等

都府県 北海道 項目 多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 H 400 320 ※「鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」の中で「鳥獣緩衝帯の 多面的機能の更なる増進 整備·保全管理」も対応可 畑 240 80 上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践 農村協働力の深化 活動に構成員の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割)以上 草地 40 20 が毎年度参加する場合 水田の雨水貯留機能の強 400 320 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合 田 化(田んぼダム)の推進 700 田 1,000 既存活動組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落 小規模集落支援 畑 600 300 間連携により保全管理を行う取組を支援 草地 80 40

	項目	都府県	北海道	交付金(定額)
	A Company of the comp		3 集落以上または1,500ha以上	4万円/年·組織
広域化への支援	広域活動組織の面積規模等に応じ た交付額	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年·組織
		1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年·組織

※下線部は拡充内容

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援する。

事業

- 1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画 を策定し、これに基づき事業を実施する。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を 選択して実施する。
- 3 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できる。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 に取り組 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確

都道府県、市町村等

定額(1/2等)

80.725

<事業の内容>

- 1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目 標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実 施します。
- 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場 の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野:農地整備、農業用用排水施設整備、

海岸保全施設整備等

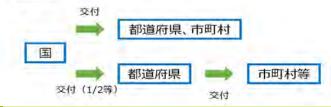
② 森 林 分 野:予防治山、路網整備等

③ 水 産 分 野:漁港漁場整備、漁村環境整備、

海岸保全施設整備等

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。 また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



上と秩序ある土地利用の推進

ための漁港整備(岸壁改良)

【水産基盤整備】 漁業作業の効率化と安全対策の

漁村における津波避難対策

【森林基盤整備】



間伐材等の鍛出を実現

治山施設による山地災害の未然

【海岸保全施設整備】





防ぐため海岸堤防の整備を推進

https://www.maff.go.jp/j/study/other/e mura/oomori/nkoufukin.html

農村振興局 地域整備課 03-6744-2200 林野庁 計画課

03-3501-3842

水產庁 防災漁村課

03-6744-2392

趣旨

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住 への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化 など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進する。

農と所得 の確保 地域の魅 力を発信 する に取り組 地域を支 える組織 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確 保する

1. 農業集落排水施設整備事業

- 2. 農道・集落道整備事業
- 営農飲雑用水施設整備事業
- 4. 地域資源利活用施設整備事業
- 5 集落防災安全施設整備事業

都道府県、市町村等

定額(1/2等)

6,300

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、 維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道·集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老 朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産 物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、 生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源 利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落 防災安全施設の強靱化を支援します。

<事業の流れ>



都道府県 都道府県

市町村等



施設の再編・コンパクト化により維持管理・更新コストを低減

<事業イメージ>





https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s seibi/nousonnse ibi.html

趣旨 目的

事業

内容

地域の収益力向上等により、中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を一体的に実施する。

①農業生產基盤整備

- ・ 所得確保のための、農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- ・国土保全のための農用地保全施設
- ・農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・ 整序化 等

②農村振興環境整備(①に付随して実施)

- ・農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- ・新規就農者の滞在や農泊にも利用可能な施設
- ・ 高収益作物の導入に取り組むための農業施設 等

特性を生 かした営 農と所得 の確保 力を発信 する 地域を支 える組織 体や込材 を確保す を確係す の整備や 生活イン フラを確 のを描した の整備や 生活イン フラを確 保する

事業実施主((対象者)

都道府県、市町村

補助落

交付率:55%等

合和3年度 当初予算 (百万円)

5,683

事業概要

【実施主体】 都道府県、市町村 【採択要件】

(1)受益面積:農業生産基盤整備 2工種以上の合計で10ha以上

(2)対象地域:5法指定地域(過疎、山村、離島、半島、特定農山村)又は 指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が 1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域

(3)次に掲げる①及び②の取組を行う地区であること

取組① <u>地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による</u> 高付加価値化等を通じた地域の所得確保

(具体的には、**販売額の増加**、若しくは**営農コスト**又は**集出荷・加工コストの削減**について、地区毎に**独自の数値目標**を設定)

取組② <u>地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るための農地や水利</u>施設等の生産基盤の保全・再編利用

(具体的には、地域の特色ある農業の展開に必要な生産基盤を維持・ 強化する観点から、**耕作の維持が難しい農地の粗放的な保全や利用を** 図るための土地基盤の再編・整序化、**水管理の省力化等を図る**ための 水利施設の再編・統廃合等の農村インフラの整備計画を作成)

【補助率】55%等 (県営(内地)の場合のガイドライン:県32%、市町村11%、農家2%)



趣旨

内容

- ・農林水産業・食品産業の持続性を高めるため、国主導で実施すべき重要な研究分野について、戦略的な研究開発を推進 する。
- ・研究開発と成果の社会実装を効果的に行えるよう、知財マネジメントの強化等の研究開発環境の整備を実施する。

<研究開発>

- ①現場ニーズ対応型研究:農林漁業者等のニーズを踏まえ、実装まで視野に入れた研究開発を推進
- ②革新的環境研究:地域の特性に応じた適切な気候変動緩和等の技術や、林木の効率的育種技術の開発等を推進
- ③アグリバイオ研究:日本の農産物の免疫機能等への効果検証や、ゲノム情報等を活用した新たな育種技術の開発等を
- ④人工知能未来農業創造研究:人工知能(AI)やIoT等を活用した病害虫早期診断技術等の開発を推進 <環境整備>
- ①知財マネジメント強化:知財マネジメントの高度化のため、国際標準化を含む知財相談対応、マニュアル整備等を実施
- ②海外・異分野動向調査:海外・異分野の最新の研究開発動向調査やシンポジウムの開催
- ③アウトリーチ活動強化:ゲノム編集技術等社会実装に向けた双方向コミュニケーション等を実施

民間団体等

委託

4.500

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 ションに する に取り組 える組織 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や フラを確 保する

研究開発

現場ニーズ対応型研究

農林漁業者等のニーズを踏まえ 実装までを視野に入れた研究 開発を推進

濃厚飼料の安定貯蔵・供給システム イネ科強害雑草防除技術等の開発

革新的環境研究

地域の特性に応じた最適な 気候変動緩和等の技術や、 林木の効率的育種技術の 開発等を推進



両立する最適な技術を確立

アグリバイオ研究

日本の農産物の免疫機能等へ の効果検証や、ゲノム情報等を 活用した新たな育種技術の開 発等を推進

人工知能未来農業創造研究

人工知能(AI)やIoT等を活用 した病害虫早期診断技術等の 開発を推進

連携



免疫機能への効果が期待される 日本の農産物のエビデンスを取得



AIを活用した早期診断、リスク 分析による防除対策情報の提供

環境整備

知財マネジメント強化

知財マネジメントの 高度化のため、 国際標準化を含む 知財相談対応、 実施

マニュアル整備等を 専門家による相談対応や 等を実施

ゲノム編集技術 等の社会実装に

向けた双方向 コミュニケーション

アウトリーチ活動強化



専門家による アウトリーチ活動

海外·異分野動向調查

海外・異分野の 最新の研究開発 動向調査や シンポジウムを実施



宇宙分野も含む 最先端技術の動向を調査

趣旨 目的

森林・林業への新規就業者の確保・育成を推進する。

事業内容

就業ガイダンス及び林業作業士(フォレストワーカー)研修(集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修)等に必要な経費を支援する。

事業実施主体 (対象者)

民間団体等

補助率

定額

)和3年度 当初予算 (百万円)

4,183

<事業の内容>

1. 森林·林業新規就業支援対策

4,616,627 (4,644,444) 千円

- ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,183,000 (4,230,000) 千円 就業ガイダンスや林業作業士 (フォレストワーカー) 研修、造林作業者の育成 等に必要な経費を支援します。
- ② 緑の青年就業準備給付金事業 413,139 (376,139) 千円 林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、 将来的に**林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援**します。
- ③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業 20,488 (38,305) 千円 高校生や社会人が先進的技術を学ぶインターンシップ等の実施、地域の中核となる女性の活躍の促進の取組、林業グループの育成に対する取組等を支援します。 ※このほか、令和2年度補正予算「「緑の雇用」新規就業者育成推進事業」においてトライアル雇用等を支援。
- 2. 森林経営管理制度推進事業

41,205(41,205)千円

森林経営管理制度を円滑に運用できるよう、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成するとともに、全国の知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供します。



く事業イメージン

森林・林業への新規就業の支援

高校生・社会人に対するインターンシップ等

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給 (最大155万円/年・人 最長2年支給)

就業ガイダンスの開催、トライアル雇用(最長3ヶ月の短期研修)

※山間部での定着に向けた導入研修を含む

フォレストワーカー研修

(集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修) (最大約137万円/年・人(1経営体に研修生2名で、1年目研修生の場合))

※造林作業者を育成する研修を含む

2. 森林経営管理制度推進事業

市町村を指導できる技術者を養成する研修 の実施

森林経営管理制度に関する知見・ノウハウを 集積・分析し、市町村等に提供 地域の森林・林 業行政の支援体 制を構築



https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/03.html

問合せ先

林野庁 経営課 03-3502-8048

木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営体との連携を前提に行う木質バイオマス利用 目的 促進施設の整備を支援する。

地域連携の下で熱利用又は熱電供給に取り組む「地域内エコシステム」を中心に、木質バイオマスの供給・利 用を促進するため、木質チップ、ペレット等の燃料製造施設や木質資源利用ボイラー等の整備を支援する。

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 ションに に取り組 体や人材 を確保す 定住条件の整備や フラを確 保する

都道府県、市町村、民間事業者等

交付率: 1/2、1/3、15/100 等

8.185の内 数

■未利用間伐材等活用機材整備

燃料材の搬出コストの低減に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合には、 補助率1/2 (通常1/3※)。

■木質バイオマス供給施設整備

木質バイオマス燃料供給に向け、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合には、 補助率1/2 (通常、民間事業者は1/3※)。 ただし、FITを活用する発電所への供給を主な目的とする場合には地方公共団体1/3、民間事業者15%。

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

熱利用及び熱電併給施設に供することを目的として、事業構想に施設や事業者等が位置づけられ、「地域内エコシステム」の構築に資する

取組である場合には、補助率1/2(通常、民間事業者は1/3※)。

※5年以上の期間にわたり、間伐材又は林地残材1万m3以上供給・利用を 行う旨の安定供給・受入協定を締結する場合は補助率1/2となっている。

事業実施主体:

地方公共団体、民間事業者等

その他:意欲と能力のある林業経営体との連携

事業構想に記載された意欲と能力のある林業経営体と燃料の 安定取引協定を締結する取組については、予算配分において 加点の対象とする。

<事業の流れ>

都道府県



事業実施主体

※国で定めた配分基準で都道府県に配分。 都道府県はさらに事業主体へ配分。

■未利用間伐材等活用機材整備

- 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備
 - 移動式チッパー
 - 林地残材収集運搬車

■木質バイオマス供給施設整備

- 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な 施設の整備
 - 木質燃料製造施設
 - 乾燥施設
 - 貯木場

≪補助対象≫

■木質バイオマスエネルギー利用施設整備

- 公共施設等において木質バイオマスを燃料として利用するために 必要な施設の整備
 - 木質資源利用ボイラー
 - 熱利用配管
 - 燃料貯蔵庫

https://www.rinva.maff.go.ip/i/keikaku/kouzoukaizen/koufukin. html

林野庁 木材利用課 03-6744-2297

定住条件の整備や

フラを確

保する

に取り組

めの将来 を話し合

地域の魅 力を発信

地域を支

体や人材

を確保す

事業

山村地域で、地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取 組である「地域内エコシステム」の構築に向け、地域における合意形成や技術開発、技術面での相談・サポー ト等の取組を支援する。

1「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ① F/S調査 (実現可能性調査)
- ② 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
- ③①、②の優良事例を横展開していくに当たって必要な体制の検討・構築を支援する。
- 2 「地域内エコシステム」サポート事業

民間団体等

定額

240

〈事業の内容〉

1. 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ○「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、地域の実情に応じ
- (1) F/S調査 (実現可能性調査) を行った地域を対象にした コスト低減に向けた合意形成・実施計画策定のための 関係者による地域協議会の運営(人材育成を含む。)
- (2) 木質バイオマスの技術開発・改良等を行う取組
- (3)「地域内エコシステム」の優良事例を横展開していくに当たって必要 な体制の検討・構築

を支援します。

2. 「地域内エコシステム」サポート事業

○「地域内エコシステム」の構築に必要となる技術的なサポートを行うため、 電話相談や技術者の現地派遣、サポートの実施に必要な各種調査等 を行う取組を支援します。

定額

<事業の流れ>

25

民間団体等

<事業イメージ>



http://wb-ecosys.jp/

林野庁 木材利用課 03-6744-2297 趣旨 日的

山村における過疎化・高齢化の進行に伴い、これまで地域住民や森林所有者等が行ってきた様々な資源利用を通じて保たれていた水源の涵養、山地災害の防止、生活環境の保全、生物多様性の保全等森林の多面的機能の発揮が難しくなっているといった課題に対し、山村地域の住民が協力して里山林をはじめとする地域の森林の保全管理やこれら森林資源の利活用を実施していく体制を整えることにより、森林の多面的機能を維持発揮させていくとともに、山村の振興を図る。

事業内容

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援する。

事業実施主体 (対象者)

地域協議会

補助落

定額、1/2、1/3以内

上限額:1活動組織当たり500万円/年

佘和3年度 当初予算 (百万円)

1,404

〈事業の内容〉

1. 森林·山村多面的機能発揮対策交付金

1,393 (1,344) 百万円

- ① 地域住民や地域外関係者 (関係人口) 等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等(メインメニュー)の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、** 関係人口の創出・維持等の活動(サイドメニュー)を支援します。
- ※ 森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に支援します。採択 に当たっては3年間の活動計画等が必要です。
- ※ 地方公共団体の支援のある活動や地域コミュニティの活性化を図るため中山間 地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画され た活動等を行う場合は、優先的に支援します。

2. 森林·山村多面的機能発揮対策評価検証事業

11 (9) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

森林·山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー



里山林景観を維持する ための活動 最大12万円/ha 侵入竹の伐採・ 除去活動 最大28.5万円/ha



②サイドメニュー (メインメニューと組み合わせて実施)

74 FX

・路網の補修・機能強化等を支援 ・機材及び資材の整備を支援 ・関係人口の創出・維持等の活動を支援

1

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業 の自己評価(モニタリング調査等)を実施



活

動組織

1

の支援等

評価検証事業

・活動の成果の評価・検証(モニタリング調査の分析等を含む)

・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

定住条件の整備や

生活インフラを確

保する

に取り組

地域の魅

力を発信 する

地域を支 える組織 体や人材 を確保す

趣旨 目的 地方の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を多様な分野で活用する「森林サービス産 業」の創出・推進の取組を支援する。

健康、観光、教育等の多様な分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み出す「森林サービス産 業」の創出・推進の取組を支援する。

- ①「森林サービス産業」モデル事業の実施
- ②「森林サービス産業」創出に向けた課題解決型研修会の実施
- ③課題共有・解決のための効果分析・情報発信

民間団体等

定額

当初予算

21

く事業の内容>

「森林サービス産業」創出・推進に向けた活動支援事業 21 (55) 百万円 健康、観光、教育等の分野で森林空間を活用して、新たな雇用と収入機会を生み 出す「森林サービス産業」の創出・推進の取組を支援します。

- ① モデル事業(ワーケーションの推進を含む)の実施
- ② 課題解決型研修会の実施
- ③ 課題共有・解決のための効果分析・情報発信

<事業の流れ>

民間団体等



地域協議会等

「森林サービス産業」創出・推進に向けた 活動支援事業

モデル事業・課題解決型研修会の実施

民間企業等と地域協議 会等が、「企業の健康 経営」による森林空間 利用を核とした「森林 サービス産業」の創出・ 推進に向けた課題解決 に取り組むためのモデル 事業や研修会の実施



森林セラピー等



研修会

効果分析·情報発信

- 効果の検証、先行事例等の分析
- ・企業等への効果の発信、地域への具体的実 施手段の共有

森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を実現し、国土強靱化や地球温暖化防止等にも貢献するため、間伐 や主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等を推進する。

- 再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成する。
- 林道、林業専用道、森林作業道をバランスよく整備する。
- 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林の整備を行う。

都道府県、市町村、森林所有者等

1/2、3/10 等

124,803

農と所得 地域の魅 力を発信 する に取り組 える組織 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確

〈事業の内容〉

1. 間伐や路網整備、再造林等

森林環境保全直接支援事業 23,810 (23,491) 百万円 2,448 (2,051) 百万円 森林資源循環利用林道整備事業 林業専用道整備事業 563 (1,017) 百万円 山村強靱化林道整備事業 2,500 (-) 百万円 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業 52 (-) 百万円

- (1) 再造林や間伐等の森林整備を推進することで、健全な森林を育成します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、路網をバランスよく整備します。
- ③ 防災上重要な幹線林道の開設・改良を支援し、林道の強靱化を推進します。
- 4) 林道施設のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を支援します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林の整備

特定森林再生事業 水源林造成事業

1,919 (2,399) 百万円 25,247 (25,247) 百万円

- ① 気象害等の被害森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推 進します。
- ② 重要インフラ施設周辺の森林整備を支援することで災害の未然防止につなげます。
- ※ 上記の施策を活用し、流域治水の取組等と連携して対策を推進します。
- ※ このほか、令和2年度補正予算「森林整備による防災・減災対策」及び「合板・製材・ 集成材国際競争力強化・輸出促進対策」において森林整備事業を実施。

<事業の流れ>

1/2、3/10等 玉

都道府県、市町村、森林所有者等

(1、2の事業)

(2の事業の一部)

国立研究開発法人森林研究·整備機構

※ 国有林においては、直轄で実施

く事業イメージ>

森林の多面的機能の発揮に向けた森林整備











激甚化する自然災害への対応【山村強靱化林道整備事業】

近年、豪雨・台風災害が激甚化・頻発化する中で、持続的な森林経営の実現に向けて強靱で災害 に強い幹線林道を早急に開設・改良

○事業対象

公道等に接続している林道(林道規程に基づく「幹線」)であって、地域防災計画等の警戒避難 体制の整備に関する計画において代替路と位置付けられる予定のもの



林野庁 整備課 03-6744-2303

28

農と所得

定住条件 の整備や

生活イン フラを確

保する

に取り組

地域の魅

力を発信 する

地域を支

える組織 体や人材 を確保す

シカ被害の甚大化を防止するため、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策を講じるとともに、捕獲や生 息状況把握の省力化、効率化など、効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新 たな捕獲技術等の開発・実証を実施する。また、シカ被害が深刻な奥地天然林等において、国土保全のための シカ捕獲事業を実施する。

あわせて、近年顕在化しつつあるノウサギ食害の深刻化を防ぐため、対策の検討を行う。

シカ捕獲効率向上対策事業

- ノウサギ被害対策検討事業
- シカ被害対策技術実証事業
- 国十保全のためのシカ捕獲事業

都道府県等、民間団体等

定額、委託

129

く事業の内容>

1. シカ捕獲効率向上対策事業

18,000 (-) 千円

- 林業関係者によるシカの捕獲効率向上のために、狩猟熟練者の技能や最新の 捕獲技術等の活用による捕獲技術の導入を図ります。
- 2. ノウサギ被害対策検討事業

11,406 (-) 千円

- 顕在化しつつあるノウサギ食害に対する効果的・効率的な防御や捕獲等の対策 手法の検討を実施します。
- 3. シカ被害対策技術実証事業

20,000 (20,000) 千円

- 効果的なシカ被害対策を実施していく上で特に有効なICT等を活用した新たな 捕獲技術等の開発・実証を実施します。
- 4. 国土保全のためのシカ捕獲事業

79,264 (84,264) 千円

○ 森林の持つ国士保全機能の維持増進を図るため、国有林野内の奥地天然林 等においてシカの行動把握調査等に基づく効率的なシカ捕獲を実施します。



2の一部、及び4は国有林による直轄事業

く事業イメージ>

〔シカ捕獲効率向上対策事業〕 かなる (はこかな)

▶ 捕獲効率向上のために、実用化 した新技術の活用、捕獲手法・ 捕獲場所の選択といった狩猟熟 練者の"勘どころ"技能について、 実践・技術導入を行います。

【捕獲手法の選択】 わな現 くくくりわな 効率よく捕獲する手法を分析する技能

【わなの移動】

〔ノウサギ被害対策検討事業〕 ノウサギ食害は1980年代後半を境に減少し、近年100ha前後で推 移しているが、防除の知見と労務の不足が懸念されており、捕獲 熟度を要さない新たな対策手法が必要

[I C T等を活用した新技術の開発・実証]

赤外線センサーを搭載したド ローン等によるシカ生息状況 の把握や、ICTやAIを活用し た効率的な捕獲手法などの 新技術について、開発・実証 を行います。



多くのシカが侵入した際にゲートを開鎖 開放 シカロ外の動物侵入時はゲートを開放 ICT・AIを活用した効率的な捕獲

[国土保全のためのシカ捕獲事業]

奥地天然林等において、シカ の行動把握等により、効果 的なわなの設置による効率 的なシカ捕獲を実施します。



趣旨 目的 環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能 の発揮に資する地域の活動を支援する。

事業

漁業者、地域住民、NPO等で構成する活動組織が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する海難救助や 藻場・干潟の保全など地域の取組に対し支援する。



地域協議会、都道府県、市町村等

·補助率:定額

・上限額:1活動組織当たり国費2.000万円

1.800

〈事業の内容〉

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を 支援します。

- 1. 環境·生態系保全
- ① 水域の保全

藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流等の活動を支援します。

② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・ 処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助等を支援します。また、 これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※ 上記の1及び2に併せて実施する多面的機能の理解・増進を図る取組を支援 します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>



藻場の保全 (ウニの駆除)



漂流漂着物の回収・処理



ヨシ帯の保全



干潟等の保全 (干潟の耕ろん)



災害時の流木の回収・処理



(2の事業(資機材の整備は1/2以内))

https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g thema/sub391.ht

水産庁 計画課 03-3501-3082

趣旨

水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のための課題について検討し、 具体的な対策を位置付けた「浜の活力再生プラン(浜プラン)」の着実な推進を支援するため。

内容

浜プランに位置付けられた共同利用施設等の整備、密漁防止対策等について支援する。

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 する 体や人材 定住条件の整備や を確保す フラを確 保する

都道府県、市町村、漁業協同組合等

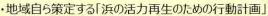
定額(1/2、4/10、1/3等)

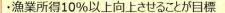
2,655の内 数

〈事業の内容〉

く事業イメージン

浜の活力再生プラン(浜プラン)







く以下の事業により、浜プランの推進を支援>

漁業所得の向上を図るため、共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化な ど水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統 廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、漁村交流人口の増加に 向けた施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援します。

<事業の流れ>



交付





事業実施主体

1/2、4/10、1/3等

水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や牛産コストの削減、作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- 種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な整備を支援
- ・漁村交流人口の増加に向けた施設の整備を支援(令和3年度から)





鮮度保持施設







種苗牛産施設

津波避難タワー

くソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- 内水面の調査指導、牛産履歴の記録等の取組を支援
- ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

地域活性化伝道師派遣制度

趣旨 目的

地域の成長・雇用創出を担う地域人材の強化に向けて切れ目なく支援を行う。

事業 内容 地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を 紹介し、指導・助言を行う。



事業実施主 (対象者)

都道府県、市町村、団体等

補助率 -

₹和3年度 当初予算 (百万円)

1

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数:393名(令和3年4月1日現在)

※事務局HP (https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html) において公開

分野別登録数 (重複を含む)

1. 地域産業・イノベーショ ン・農商工連携	2. 地域医療、福祉· 介護、教育	3. 地域コミュニティ・ 集落再生	4. 地域交通•情報通信	5. 農·林·水産業	6. 観光•交流	7. 環境	8. まちづくり
147人	22人	95人	16人	78人	134人	30人	150人

○活用方法:①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。

②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が

特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。(令和2年度実績:4件)

地域活性化伝道師の活動内容

①地域のリーダーの育成

取組の立ち上がり段階における 実行プランの企画や実施体制の 構築を後押しする。

②実施スタッフの育成

実行プランに基づく取組を実施 していく上で必要となる人員の 確保、スキルアップなどを 後押しする。

③事業化の推進

地域での産学官連携を図り、商品 開発を進める活動を後押しすると ともに、事業化に必要な経営や 広告・宣伝のノウハウを伝授する。

④販路拡大・雇用創出

地域の新たな産業として定着 させるためのマーケティング・ 販路拡大を後押しする。 または、これがモデルとなり、 地域間連携により、広域的に波及 することを後押しする。

32

https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html

問合せ先

地方創生推進事務局 03-5510-2167

地方創生推進交付金

趣旨 目的

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生のより一層の推進に向けた取組を支援する。

事業内容

- ・地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保
- ・地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ・KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援



事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村

補肋落

交付金 (1/2)

令和3年度 当初予算 (百万円)

100,000

■地方創生推進交付金

- 〇主な対象事業等
 - ①先駆性のある取組及び先駆・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、人材の確保・育成 例)しごと創生、観光振興、地域商社、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
 - ②Society5.0を推進するための全国的なモデルとなる取組
 - ・未来技術を活用した新たな社会システムづくりを支援
- 〇交付上限額等

	交付上限額(国費)	申請上限件数
都道府県	先駆3.0億円 横展開1.0億円	原則9事業(うち広域連携3事業)
中枢中核都市	先駆2.5億円 横展開0.85億円	原則7事業(うち広域連携2事業)
市町村	先駆2.0億円 横展開0.7億円	原則5事業(うち広域連携1事業)

※Society5.0タイプは都道府県・ 中枢 中核都市・市町村ともに交付上限額(国 費)3.0億円、申請上限件数の枠外

■交付割合等



交付金(1/2)

都道府県・市町村

交付金の交付に際し、地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定

(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じている)

33

趣旨目的

特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を図るため、中間支援を行う民間事業者等を主体とした、都市住民と地域のマッチング支援等の取組に係るモデル事業を実施するとともに、全国の官民関係者が参画する協議会を通じた関係者間の情報共有やネットワークの強化に取り組む。

事業内容

- ① 民間事業者等を主体とした都市住民と地域のマッチング支援等の取組に関するモデル事業を実施する。
- ② 地方公共団体、民間事業者等を会員とするプラットフォームを運営し、全国フォーラム、研修会等により、 関係者間の情報共有やネットワーク化に取り組む。

事業実施主 (対象者) 民間事業者

補助率

委託費、補助金(定額)

3和3年度 当初予算 (百万円)

155

事業イメージ・具体例

- ①中間支援組織の提案型モデル事業の実施 民間事業者等による都市住民と地域のマッチング支援 等の取組に関する提案型モデル事業を実施します。
- ②全国版の官民連携協議会の運営 分科会や研修により、事業者や自治体等の関係者の情報共有やネットワーク化に取り組みます。

期待される効果

〇関係人口の創出・拡大に取り組む動きを加速化し、 地方へのひとの流れをつくります。

○関係人口の取組例



県内都市部の大学生が農家のお手伝いを通じ関係づくり (長岡市 (※計中級が※安全推出機構)



直接の移動・面会ができない間は、 オンラインで関係を構築・維持 (遠野市 (株)Next Commons)



地域づくりの連続講座により関心層の拡大・育成、ネットワーク化 (松江市 (株)シーズ総合政策研究所)



ふるさとみつけ塾のハイブリット (オンラインとオフライン)開催 (丸森町(一社)熱中学園)

地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)

地域力創造グループ地域政策課

趣旨 目的

地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造する。

事業

地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進するため、本交付金により自治体の初期投資の補助を支援する。



事業実施主作 (対象者)

都道府県、市町村

補助率

原則1/2(上限2,500万円)

令和3年度 当初予算 (百万円)

700の内 数

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・地域資源を活かした持続可能な事業
- ・行政による地域課題への対応の代替となる事業
- · 高い新規性·モデル性がある事業

対象経費は、

- ·施設整備費
- ·機械装置費
- ·備品費

- ·原則 1/2
- ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村
- の事業は 2/3, 3/4
- ·新規性·モデル性の極めて高い事業 は10/10

公費による交付額※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

・公費による交付額以上

・無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

これまでの実績(423事業、343億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R2年度末時点))

公費交付額 122億円、融資額 169億円、 自己資金等 52億円

重点支援

「生産性向上に資するデジタル技術の活用」

に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、 新規性・モデル性の極めて高い事業については、国費10/10により支援

35

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html

問合せ先

地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523

地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)

地域力創造グループ地域政策課

趣旨目的

地域資源を活かした分散型エネルギーシステムの構築を推進し、地域での経済循環を創造する。

事業内容

地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、 廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する。



事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村

_{助率} 原則1/2

合和3年度 当初予算 (百万円)

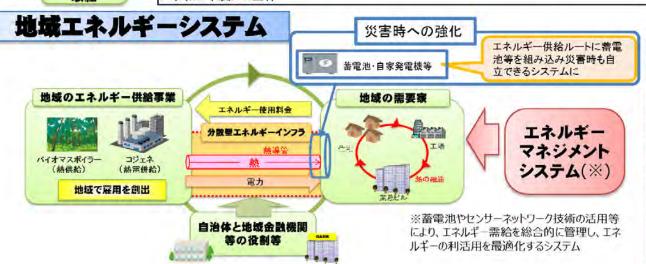
度 700の内 数 数

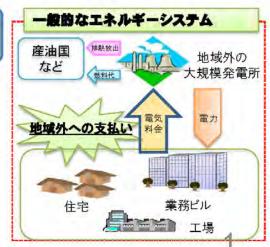
- <補助対象> 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定費用
- <補助対象額> 2,000万円(上限。ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則4,000万円)
- <補助率> 原則1/2。財政力指数0.5未満市町村は 2/3、財政力指数0.25未満市町村は 3/4

新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10

※平成26~28年度は委託事業として実施

これまでの 取組 平成26年度に14団体、27年度に14団体、28年度に11団体※、29年度に4団体、30年度に3団体、令和元年度に8団体 令和2年度に4団体 計58の団体がプランを策定





36

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunsan infra.html

地方への「ヒト・情報」の流れを新たに創出するため、移住にまで至らずとも地域に想いを寄せる人々に対し て、当該地域と関わる機会を提供することを目的に、地方公共団体の取組である「ふるさとワーキングホリ デー の 看極的な推進を図る。

都市部の若者などが、一定期間地域に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通 して、地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深める機会を提供する地方公共団体の取組である 「ふるさとワーキングホリ デー」について、参加者向けの説明会やポータルサイトの運用等の総合広報を実施 し、地方公共団体の取組を支援する。



都道府県、市町村、参加者

特別交付税措置(上限額は下図参照)

30

ふるさとワーキングホリデー

地方自治体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい

滞在中、地域住民との交流や学びの場として 地域の魅力・特色を活かした、その地域なら

ではのプログラムを参加者に提供。

参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい



地元農家や企業等の業務に従事し収入を 得ながら、地域との関わりを深める取組を 通じて地域での暮らしをまるごと体感。

これまでの実績(R3.3時点)

ふるさとワーキングホリデー事業を 通じて、約3.500人が地域での暮らし を体験。

実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との 出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由が

る町おこしの難しさなど。様々な人々との交流から多くの

麹の管理のために融の中に泊まることなどは、実際に泄 造で働かなければ体験できないものでとても良い経験と

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置 (対象経費の上限額 1団体あたり15.000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- 専用のポータルサイトの運用
- ·SNS (Twitter、facebook) の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



企業向け説明会(ブロック単位)の開催(R3新規)

- ・地域企業の参加拡大と実施自治体増を図るため、企業 及び未実施自治体を対象にした説明会を開催。
- ⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かった ため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。
- ⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。

https://furusato-work.jp/

地域力創造グループ地域政策課 03-5253-5523

地域の魅 力を発信

地域を支

体や人材

を確保す

かした営農と所得

定住条件 の整備や 生活イン

フラを確 保する

ションに に取り組

めの将来

を話し合

内容

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ると ともに、地域力の維持・強化を図る。

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域 おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、 その地域への定住・定着を図る取組。

【特別交付税措置】

隊員の活動に要する経費、隊員の募集等に要する経費について特別交付税により支援。

- ※活動に要する経費:隊員1人あたり470万円(報償費等270万円)を上限
- ※起業・事業承継に要する経費:協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円を上限(ただし、令和3年 度に限り、財政措置の対象期間を協力隊最終年次又は任期終了の日から2年以内とする)
- ※募集等に要する経費:1自治体あたり200万円を上限(おためし地域協力隊に要する経費については、1自治体あたり100万 円上限)
- ※地域おこし協力隊インターンに要する経費:1自治体あたり100万円を上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1 日あたり1.2万円を上限(活動に要する経費)
- ※仟期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費:措置率0.5

38

都道府県、市町村

地域に大きな刺激を与える

特別交付税措置(上記参照)

146

地域おこし協力隊導入の効果

~地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組~

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 令和6年度に8,000人を目標

地域おこし協力隊 ○自身の才能・能力を活かし ○理想とする暮らしや生き甲 域 地方公共団体 ○斬新な視点 ○行政ではできなかった (ヨソモノ・ワカモノ) 柔軟な地域おこし策 ○協力隊員の熱意と行動力が ○住民が増えることによる

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、 29年度:146人、30年度:171人、令和元年度:154人、令和2年度:96人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が 20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住 ※R2.3末調查時点

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgvousei/02gvosei08 03000066.html

地域力創造グループ地域自立応援課 03-5253-5394

地域の活性化

地方移住希望者等へ、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談を一元的に行う。

事業 内容 地方への移住・交流関連の情報提供や相談支援の一元的な窓口となる「移住・交流情報ガーデン」を東京駅八 重洲口至近に常時開設し、一般的な移住相談に加え、厚労省や農水省と連携し、地方での就職や就農に関する 相談にも対応している。



事業実施主体 (対象者)

総務省

助率

令和3年度 当初予算 (百万円)

93



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

·厚生労働省(しごと情報) ·農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- 各地方自治体が作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を 検索できるように、専用パソコンを設置。



(移住フェアの模様)



[開館時間](平日)11:00-21:00 (土日祝)11:00-18:00 [休館日]月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[休館日]月曜(月曜か祝日の場合は翌宮美日)、年末年始 「所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分 地下鉄/東京より日銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

目的

地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体 を支援する。

令和3年度は、過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開を図るとともに、新たに地方財政措置を講 じることにより、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での実装化を図る。

に取り組 地域を支 定住条件 の整備や

都道府県、市町村

普诵交付税措置

全

玉

各

地

で

取

組

0 実

装

化

37

全国に向けた情報発信

○自治体等向けセミナーの開催などを通 じ、関係人口が継続的により深く地域に 関わるために参考となる事例やノウハウ 等の横展開等を図る。

地域からの情報発信の強化

〇「『関係人口』ポータルサイト」を 改修し、地方団体が地域への多様な関 わり方(かかわりしろ)を発信できる プラットフォームを構築。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

〇地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、 令和3年度より新たに地方財政措置(普通交付税措置)を講じることにより、 全国各地で取組の実装化を図っていく。

> H30-R1 関係人口の創出・裾野 拡大

(モデル事業 30団体 (H30)、44団体(R1))

関係人口と地域との 「協働」 (モデル事業 25団体)

R2

関係人口施策の実装

(普通交付税措置)

目指す姿

全国各地で、 関係人口が地域と 関わり合いながら 地域活性化に貢献



市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域 独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうことにより、地方圏へのひとの流れを創出を図る。

事業 市町村が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域 独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう。

地域の魅 力を発信 する に取り組 地域を支 体や人材 定住条件 の整備や 生活イを確 を確保す 保する

市町村

特別交付税措置(ト限額は下図参照)

当初予算

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①3大都市圏外の市町村
- ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村 及び人口減少率が高い市町村

1.429市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

〇観光振興

〇地域産品の開発・販路拡大

OICT分野(デジタル人材)

〇地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

〇中心市街地活性化

等

特別交付税 措

- 〇派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 〇起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 〇起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期 間 6ヵ月 ~ 3年

自治体

民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら 取組を展開

(協定締結)

民間企業

社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgvousei/bunken kaikaku/02gvosei08 03100070.html

地方公共団体と企業のマッチング機会を提供することにより、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

地方公共団体と民間企業とのマッチング機会を提供するためマッチングセミナーを開催。

都道府県、市町村

特別交付税措置(上限額は下図参照)

10





三大都市圏企業

コロナを受けて、テレワーク等 の働き方が一般化されつつあり 多くの企業が サテライトオフィスに前向き ・令和2年度の同事業において 53社が参加

サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との マッチング機会を提供



地方公共団体

- ・多くの地方公共団体が 誘致に取り組む
- 令和2年度の同事業において、 30団体がセミナーに出展し、 サテライトオフィス支援策をPR

「お試しサテライトオフィス」に係る特別交付税措置

地方公共団体による都市部企業等の社員の「お試し勤務」の受入れを通じたサテライトオフィス誘致の取組に 要する経費 について特別交付税措置

対象経費: 都市部の企業のお試し勤務の誘引に要する経費(都市部におけるPR経費等)

:お試し勤務環境の用意に要する経費(オフィスの賃料等(原則、ハード事業は対象外))

:お試し勤務期間中の活動に要する経費(交通費、地元企業とのビジネスマッチングイベント開催費等)

※ 対象経費の上限額: 1団体当たり1,000万円 ※ 措置率0.5×財政力補正

42

https://www.soumu.go.jp/satellite-office/index.html

地域力創造グループ地域振興室

趣旨 目的 地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた支援を行う。

事業 内容

- ○地域運営組織に関する調査研究等
- ○地域運営組織等に関する地方財政措置



事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村、地域運営組織

補助率

特別交付税、普通交付税措置

令和 3 年度 当初予算 (百万円)

8

地域運営組織に関する調査研究等

○地域運営組織に関する調査研究等

- ·先進事例調查
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き 作成 等





○実態把握調査

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査の実施

地域運営組織等に関する地方財政措置

1.地域のくらしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】

- (1) 地域運営組織の運営支援
 - ①運営支援に関する経費(運営交付金等)・・・普通交付税
 - ((2)と合計で標準団体で700万円)
 - ②形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)・・・特別交付税

(措置率1/2·財政力補正)

(2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる生活支援の取り組み(高齢者交流、声かけ見守

- り、買物支援、弁当配達・配給食等)に係る所要の経費・・・・普通交付税
 - ※(1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を

上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる(措置率1/2・財政力補正)

2.地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費(研修、 設備導入、販路開拓等)・・・特別交付税(措置率1/2・財政力補正) 趣旨 日的 地域の人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

特性を生かした営農 の確保 かした営農 の確保 かした営農 の確保 からを発信する ままり では、 ままり ままり では、 ままり では

事業 内容 人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業(無期雇用職員に限る。)を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにする。

事業実施主体 (対象者)

下図参照

助率 下図参照

令和3年度 当初予算 (百万円)

500 (予算計上は内閣府)



都道府県

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html

せ先

地域力創造グループ地域振興室 03-5253-5534

農山漁村体験を通じて、地方の自然、歴史、文化等の魅力について学び、理解を深めることで、生命と自然を 尊重する精神や環境保全に寄与する態度を養い、人と人とのつながりの大切さを認識し、農林漁業の意義を理 解することにより、子供の生きる力を育むことができる。

また、このような体験を通じて、特に地方を知らない都市部の児童生徒が、小中高の各段階において、将来の 地方へのUIJターンの基礎を形成することが期待できる。

総務省、内閣官房、文部科学省、農林水産省、環境省による連携事業。農林漁業体験や宿泊体験、地域住民と の交流を通じて、子供たちの生きる力を育むとともに、交流の創出による地域の再生や活性化を目的として、 取組を推進する。



都道府県、市町村

特別交付税措置 ※措置率0.5

28

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

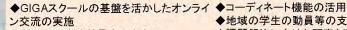
中学校

農林漁業体験・宿泊体験活動

高等学校

学校教育活動

社会教育活動



◆対面での交流効果向上を実現

- ◆地域の学生の動員等の支援体制の整備
- ◆課題解決に向けた研究と実践

■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工 夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワーク を形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決 について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供 の農山漁村体験交流計画し策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経 費・外部研修受講に係る受講料、旅費・印刷製本費等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共 団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、 子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

- ・コーディネートに要する経費
- ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料
- ・バス借り上げ等の移動経費
- ・指導者等への謝金
- ・児童・生徒や指導者等に係る保険料
- 新型コロナウイルス感染症防止対策
- オンライン交流に要する経費
- (調整費、運営費、謝金、特産品の交換)等

受入側

農山

漁村

左記のほか、 受入体制の整備に係る経費 等

1 4 地方財政措置(特別交付税)

小中学校の取組や社会教育活動、協議会の運営等に係る経費について地方財政措置により支援。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-

地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室 03-5253-5394

gvousei/kodomo.html

40

趣旨 目的

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域 活性化の取組に 関する 知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら 取組を行う。

事業内容

市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家(※総務省地域人材ネット登録者=地域力創造アドバイザー)を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。



事業実施主体 (対象者)

市町村

補助率

特別交付税措置(上限額は下図参照)

令和3年度 当初予算 (百万円)

地域人材ネット

外部専門家 (=地域力創造アドバイザー) のデータベース

- 〇都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 〇民間専門家(388名)、先進自治体で活躍している職員(22名(組織を含む)) (令和3年4月1日現在 計410名・組織)
- 〇地域力創造アドバイザー検索ページ http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

財政措置

- 〇対象市町村: ①3大都市圏外の市町村
 - ②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 ※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- O財政措置の内容:

市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする

- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

過疎地域等の集落では、人口減少と高齢化により、生活扶助機能の低下等の様々な問題が発生していることか ら、住民と行政が連携して集落の課題解決に取り組むことを促進する。

事業

地方自治体が、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を「集落支援員」 として委嘱。

- 集落への「目配り」として、集落の状況把握、集落点検、住民と住民、住民と地方自治体の間での話し合いの 促進等を実施する。



都道府県、市町村

特別交付税措置(上限額は下図参照)

集落支援員

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)
- ·総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(特別交付税措置)、情報提供等を実施
 - <特別交付税措置>
 - 〇措置額 ・・・・ 集落支援員1人あたりの上限額・専任※ 430万円 ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要編等に規定して委嘱する場合を含む

- ○対象経費・・・ ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
 - ③集落における話し合いの実施に要する経費
 - ④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- 地方自治体の委嘱により「業務支援員」を設置。
- 集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・ 集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施
- ■集落のあり方についての話し合い
- 住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等 についての話し合いを促進 (「集落点検」の結果を活用

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢 者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgvousei/bunken kaikaku/02gvosei08 03000070.html

地域力創造グループ過疎対策室 03-5253-5536

支援

務

過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援する。

- ○地域運営組織等が実施する事業(※申請は市町村から提出)
 - ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

事業 内容

- ○過疎市町村等が実施する事業
 - · 過疎地域持続的発展事業
 - · 過疎地域集落再編整備事業
 - · 過疎地域遊休施設再整備事業

事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村、地域運営組織

ᅓ

下図参照

令和 3 年度 当初予算 (百万円)

780

②過疎地

○ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落 ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活 支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- ※ 交付対象経費の限度額 1.500万円
- (下記事業については、限度額を上乗せ)
- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)
- 〇 令和3年度予算 4.0億円 (令和2年度予算額4.0億円)

③過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)
 - *定住促進団地整備事業
 - ·定住促進空き家活用事業
 - •集落等移転事業
 - •季節居住団地整備事業
- 〇 令和3年度予算 0.9億円 (令和2年度予算額0.9億円)

②過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、 過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材 育成事業等を支援。(市町村: 定額補助 都道府県: 6/10、1/2補助)
- ※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に 都道府県を追加
- ※ 交付対象経費の限度額 2.000万円
- 令和3年度予算 2.3億円 (令和2年度予算額1.4億円)

④過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流 及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助 (1/3補助)
 - 〈例〉
 - ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
 - ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
 - ・食肉、農産物等の加工施設
- 令和3年度予算 0.6億円 (令和2年度予算額0.6億円)

保する

48

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm

大学進学時や就職時の学生に直接働きかけることや、卒業後に地方に定住して働くことのできる雇用を創出することが重要であるため、地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の取組の推進を図る。

事業内容

地方公共団体と地方大学が協定を締結し、大学の様々なポテンシャルを活かして、地域全体でブランド産品の 開発や6次産業化、高度人材確保による起業支援、地域の課題解決等の取組を実施することにより、地域の雇用 創出や若者定着等の取組を支援する。



事業実施主作 (対象者)

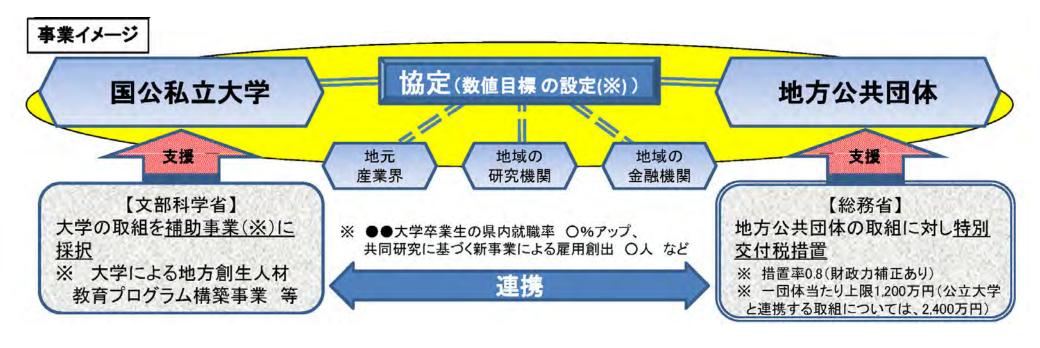
都道府県、市町村

補助率

特別交付税措置(下図参照)

6和3年度 当初予算 (百万四)

| -



高速・大容量の無線通信の前提となる伝送路設備の整備等を推進し、電波の能率的な利用の確保を図る。

事業内容

条件不利地域(過疎地、辺地、離島など)において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備(光ファイバ)やそれに伴う局舎内設備を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助する。また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理経費の一部を補助する。



事業実施主体 (対象者)

下図参照

補助率

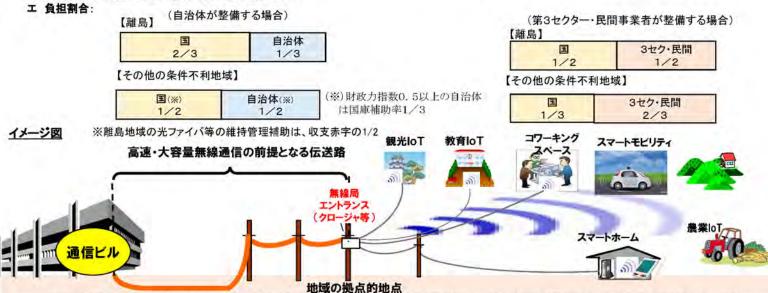
下図参照

和 3 年度 当初予算 (百万円)

3,682

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者 イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)

ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等



※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。

(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

かせ先

電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室 03-5253-5866

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村など)において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保する。

事業 内容 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村など)において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設(5 G 等の無線設備等)や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、当該施設の整備費用に対して補助金を交付する。



事業実施主体 (対象者)

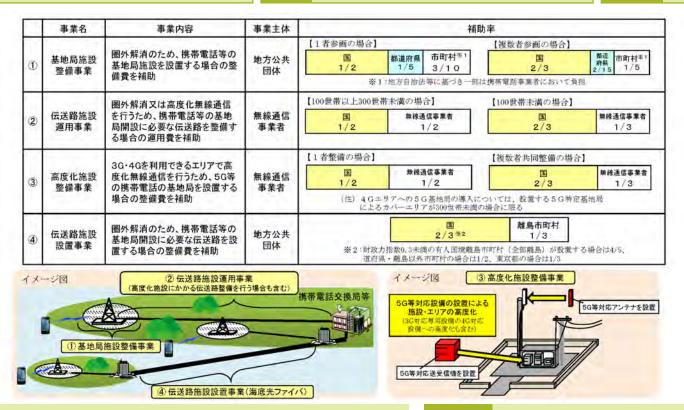
下図参照

前助率 💮

下図参照

和 3 年度 当初予算 (百万円)

1,514



スポーツと景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することにより、スポーツによる持 続的なまちづくり・地域活性化の促進を図る。

事業

地方自治体、スポーツ団体、民間企業(スポーツ産業、観光産業)等が一体となり、スポーツと地域資源を掛 け合せたまちづくり・地域活性化に取り組む組織である「地域スポーツコミッション」の設立やモデル的な活 動を支援する。



都道府県、市町村

定額

設立

支援

165

「東京2020オリパラ大会」 ホストタウン登録された地方公共団体や 「東京2020参画プログラム」に登録された 取組等を行う組織を地域スポーツコミッショ

ホストタウン等

合意形成、基本計画

の策定(改定)等の

取組を支援。

企業

メディア

設立 支援 コンサル スポーツ庁コンサル

> 自立 支援

実行委員会等

合意形成、基本計画 の策定 (改定) 等の 取組を支援。

観光産業

商工団体

スポーツ

産業

「WMG2021関西大会!

事前合宿や「TSUNAGUプログラム」に登 録された取組等を行う組織を地域スポーツ コミッションに発展させるための体制整備を 支援。

コロナ禍における自走化

に向けた事業計画の策定

恒常的なスポーツ誘客が可能な

「通期・通年型スポーツ

アクティビティの創出」

新型コロナウイルス対策

長期継続的な人的交流を図る

ンに発展させるための体制整備を支援。

「スポーツ合宿・キャンプの誘致」

地域の気候・環境・施設等を活用

地方公共団体 体育協会

地域スポー

ツクラブ

地方自治体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツと 地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化に取り組む連携組織

「地域スポーツコミッション」

レクリエー 大学 ション協会

第2期スポーツ基本計画で掲げる、地域スポーツコミッションの設置数目標 56団体 (2017年1月) → 159団体 (2020年10月) → 170団体 (2021年度末目標)

写真提供:みなかみ町

アウトドアスポーツや武道等を活用

【地域への社会的効果】

- ●スポーツのまちとしてのアウターブランディング、
- ローカルアイデンティティ・地域一体感の醸成
- 地域スポーツ人口・関心層の拡大
- 季節・年間を通じての誘客による、従事者の雇用安定

写真提供:網走市

スポーツによる持続的な まちづくり・地域活性化へ

創出された優良事例を、 全国へ横展開

【地域への経済効果】

- ●合宿参加者・スポーツツーリストの滞在に係る消費 (宿泊・飲食・観光・物販など)
- ●スポーツアクティビティの参加料収入

https://www.mext.go.jp/sports/b menu/sports/mcatetop09/list /detail/1372561.htm

スポーツ庁参事官(地域振興担当)

03-5253-4111 (内線3931)

趣旨 目的

スポーツと地域資源が融合した観光を楽しむスポーツツーリズム等により、地方誘客による交流人口の拡大、 幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、地域活性化の促進を図る。

事業

スポーツと地域資源を融合させたスポーツツーリズム等を通じて交流人口の拡大及び地域・経済の活性化を図るため、地域単位ではポストコロナを見据えた高付加価値コンテンツの創出に向けたモデル的な取組等を実施し、全国単位ではネットワーク構築・強化、新たな戦略検討、プロモーション等を実施する。



事業実施主体 (対象者)

民間団体

補助率

委託

和 3 年度 当初予算 (百万円)





国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。

事業内容

国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。

事業実施主体 (対象者)

国指定等文化財の所有者等

補助率

原則50%、上限85%

令和3年度 当初予算 (百万円)

25,517



<主な施策>

◆建造物の保存修理等

11.610 百万円 (11.676百万円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

国宝·重要文化財建造物保存修理強化対策事業

11.497百万円(11.563百万円)等

◆美術工芸品の保存修理等

1,065百万円(1,062百万円)

国宝・重要文化財 (美術工芸品) を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化

1,579百万円 (1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に 位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を 一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等

9.890百万円(10.372百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業

5,624百万円 (6,106百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等

1,214百万円(1,190百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



≪重要文化財(建造物) 輪王寺大猷院雲廟二天門≫



≪重要文化財 間重富関係資料≫

文化庁参事官(芸術文化担当)付国際発信拠点担当

国際文化芸術発信拠点形成事業

趣旨 目的 文化芸術を社会の基盤と位置づけ、文化資源によって付加価値を生み、社会的・経済的な価値を創出することにより、文化芸術立国の実現を図る。地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点の形成により、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、国家ブランディングの確立、活力ある豊かな地域社会の実現に資する。

事業内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援する。



事業実施主体 (対象者) 都道府県、市町村、民間企業を含む 実行委員会等

補助率

総事業費1/2上限で補助対象経費の 節囲内 合和3年度 当初予算 (百万円)

904

2020東京大会とその後を見据え、日本全国で開催されている芸術祭や地方の行事をコアとした文化芸術事業を充実・発展させ、民間企業を大胆に巻き込みつつ 他分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術発信拠点を形成する取組を支援。

- <具体的には、以下の取組を総合的に実施する事業者を支援>
- ▶ 芸・産学官が連携して行う継続的な文化芸術事業の実施
- ▶ 影響力を持つ海外メディアの招聘をはじめとした国際発信力の強化
- ▶ 国内のみならず訪日外国人をも魅了するコンテンツとなるよう戦略的なブランディング
- ▶ 国際的な集客力のあるアーティストの招聘
- ▶ 継続的に支える官民一体となった組織の形成
- > コアとなる総合プロデューサー人材の育成 など

観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業、その他の関連分野と有機的に連携させて事業展開を行うことで、経済活性化等の波及効果の最大化を図り、国家ブランディングの確立、活力ある豊かな地域社会の実現を促す。

- ○補助対象事業者: 地方公共団体、民間企業を含む
 - 実行委員会等
- ○補助予定額 :総額9億円
- ○支援予定拠点数:8拠点程度
- ○補助対象経費 :国際発信に要する経費

文化芸術事業の質の向上に資する

出演費·舞台費 等

○支援期間 :最大5年間の継続支援



六本木アートナイト2019 チェ・ジョンファ《フルーツ・ツリー

地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援事業

趣旨目的

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、都道府県が作成する「文化財保存活用大綱」や市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」等の作成等事業を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財所有者の相談や文化財調査等を行う「文化財保存活用支援団体」を育成するための研修会等を行う。

事業 内容 「文化財保存活用地域計画」等の策定等に向けた文化財の総合的把握調査や、有識者会議、シンポジウム等の 取組を支援するとともに、小規模市町村への有識者の派遣や「文化財保存活用支援団体」に対する研修会を実 施する。

事業実施主体 (対象者)

都道府県、市町村

補助率

定額

和 3 年度 当初予算 (百万円)

245

◆文化財保存活用地域計画等作成

地域における文化財の総合的かつ計画的な保存と活用を図るため、「文化財保存活用地域計画」の作成等に対する支援を実施

地域計画や大綱の作成に向けた取組を支援するとともに、小規模の市町村への有識者の派遣や文化財保存活用支援団体に対する研修会等を実施



(研修会の実施)

文化厅地域文化創生本部 文化厅地域文化創生本部

趣旨 目的

地域の伝統行事や民俗芸能を支える保存会等を支援することにより、地域の人々の心の絆や地域社会の連携の強化を図るとともに、地域の文化振興・地域活性化を推進する。



事業内容

地方公共団体が、地域の文化遺産を活用した実施計画を策定。当該計画に基づき、文化遺産の保存会等が行う活用のための人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化財継承のための基盤を整える取組を支援する。

事業実施主体 (対象者)

実行委員会

補助率

定額

和 3 年度 当初予算 百万円)

1,153

◆地域文化遺産・地域計画等

地方公共団体が地域文化遺産を活用した実施計画を策定し、文化財の保護団体で構成される実行委員会等が行う人材育成、普及啓発等の取組を支援

地域文化遺産に関するボランティアガイドの 育成、シンポジウムやワークショップの開催、 公開事業等を支援



ワークショップの開催)

◆地域無形文化遺産継承基盤整備

地域の無形文化遺産を継承する取組を支援することにより、確実な継承基盤を整備

山車等の用具等整備、後継者養成、記録作成 等の取組を支援



(山車祭りの開催)

東京2020大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、 地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興 を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とする。

地域の魅 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や フラを確 保する

事業 内容

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに実施する、地域の文化芸術資源を活用した 取組や、地方公共団体等による文化事業の企画・実施体制を構築・強化する取組を支援する。

都道府県、市町村

1/2を上限

981

【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官ととも に取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援 (補助率:1/2)

○補助対象事業者:地方公共団体 (60事業程度)

(補助金上限額 : 3千万円

補助対象経費 : 文芸費、舞台費、報償費、消耗品等

地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とする地域の文化芸術資 源を活用した文化事業を実施

【取組例】・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ

・芸術祭、音楽祭、写真展、美術展、メディア芸術の展示 等



UBEビエンナーレ(現代日本彫刻展)開催事業(山口県宇郁市)

「劇場×若者=地域創生の未来」事業 (京都府京都市)

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

【事業内容②】

地方公共団体等における文化芸術分野の専門的人材の確保、地域 のアーツカウンシル機能の強化等、地域の文化施策推進体制を構築 する取組を支援(補助率:1/2)

補助対象事業者:地方公共団体(都道府県、政令指定都市)(8事業程度)

補助金上限額 : 2千万円

: 専門人材及び専門性を有する組織による文化芸術施策の企画立

案・遂行に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費等

都道府県・政令指定都市 委託等

文化振興財団等 文化芸術施策の 立案・遂行 調查研究 助成事業 情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ 独自の職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や 「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

A: 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

B:人材育成の取組

C:就職促進の取組

※下図参照

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 する に取り組 地域を支 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や フラを確 保する

地域雇用創造協議会

厚生労働省

都道府県労働局

1 事業構想提案

委託

(3)委託

地域関係者

1.418

《事業スキーム》

- ・地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズ を把握した上で、事業構想を策定
- ・令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により 生じるニーズに対応した事業構想も策定可

事業所向け

A 事業所の魅力向上、 事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

- □ 新分野進出、販路拡大、生産性向上に 必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- っ
 テレワーク
 (在宅やサテライトオフィス) での勤務) やリモート会議の導入、新し い生活様式に対応した雇用管理改善、職 域開発の必要性・手法等を学ぶ講習会
- □ 意欲ある企業が行う新分野進出等の 取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

👆 支援 地域雇用創造協議会

(実線(上の2つ)は必須) 市町村 (※) 地域の経済団体

(特別区を含む) 外部有識者 都道府県

(地元大学の教授等) (※) 複数の市町村での

実施も可能

事業選抜·評価委員会

中央地域雇用活性化支援アドバイザー

地域雇用活性化支援アドバイザー

②選抜 ④評価

C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やUUターン就職希望者を対象にハ ローワークと連携した

- □ 集合型又はオンライン型による合同企業説明会・就職面接会
- SNSによる情報発信(講習会、地域情報)等

面接会等によるマッチング

「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」 をコンテスト方式で選抜

地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や

人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や

求職者向け

B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能 力開発や人材育成を図る講習会等の実施

- □ 地域農産品の知識・取扱い・加工等や 職業スキル(IT、接遇等)を学ぶ講習会
- □ 管理職や事業所の中核を担う人材を育 成するための専門的な知識・技能を学 ぶ講習会
- □ 地域企業における職場体験講習(オン ライン型を含む) 等

スキルアップ人材の確保

雇用機会が厳しい地域等において、事業所の設置・整備を行い、求職者を雇い入れた事業主を支援することにより、地域の雇用の創出及び安定を図る。

事業内容

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域において事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成する。



事業実施主体 (対象者)

事業主

補助率

下表参照

分和3年度 当初予算 (百万円)

1,749

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー

- 同意雇用開発促進地域(下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域)
- (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上
- (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下 ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1、0,67未満の場合は0,67以下
- 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域

特定有人国境離島地域等メニュー

○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

助成内容

対象労働者の増加数と設置・設備費用に応じて、下表の額を助成

	対象労働者の増加人数										
	3[2(創業	英)]~4人	5~	9人	10~19人		20人~				
設置·整備費用	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇			
300万円以上	48万円	60万円	76万円	96万円	143万円	180万円	285万円	360万円			
1.000万円未満	(100万円)		(160万円)		(300万円)		(600万円)				
1,000万円以上	57万円	72万円	95万円	120万円	190万円	240万円	380万円	480万円			
3,000万円未満	(120万円)		(200万円)		(400万円)		(800万円)				
3,000万円以上	86万円	108万円	143万円	180万円	285万円	360万円	570万円	720万円			
5.000万円未満	(180万円)		(300万円)		(600万円)		(1,200万円)				
5 000 T (F) 1	114万円	144万円	190万円	240万円	380万円	480万円	760万円	960万円			
5,000万円以上	(240万円)		(400万円)		(800万円)		(1,600万円)				

- ※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額を支給
- ※2 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給
- ※3 創業の場合は、初回支給時に()内の額を、2回目以降は生産性要件を満たすか否かに応じた額(※1)を支給
- ※4 「地域活性化雇用創造プロジェケト」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せ して支給
- ※5 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※6 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合、対象労働者の増加人数に応じて、最高2.4億円を支給

60

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

趣旨 目的

農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域等での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実施する。

事業 内容 以下の事業を農林水産省等関係機関との連携の下、労働局・ハローワークで実施。

- ・労働局に職業相談員を1名ずつ配置(計47名)し、農林漁業の就業支援や、合同就職面接会、協議会等を実施。
- ・農林漁業が盛んな地域及び大都市圏のハローワーク10箇所に、農林漁業就職支援コーナーを設置し、各所1名ずつ配置する職業相談員(計10名)による専門的な情報提供等を実施。

事業実施主体 (対象者) 都道府県労働局・ハローワーク

助率

_

3和3年度 当初予算 (百万円)

241

都道府県労働局・ハローワーク

- ○都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報 収集、 ハローワークへの情報提供
- ○都道府県農林漁業就業等対策連絡協議会等の開催
- ○ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関 の案内、情報提供
- ○農林漁業が盛んな地域及び大都市圏農林漁業就職支援コーナーにおいて、 職業相談、紹介、情報提供
- ○農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催

病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ 質高い医療提供体制構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、消費税増収分等を活用した財政支援制 度(基金)を創設。

事業内容

都道府県に消費税増収分等を活用した財政支援制度(基金)を創設し、各都道府県は都道府県計画を作成し、 当該計画に基づき事業を実施。

事業実施主体 (対象者)

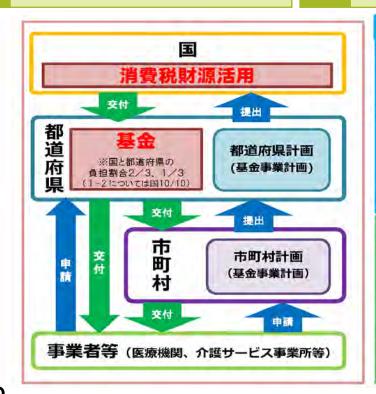
都道府県、市町村、事業者等

補助率

下図参照

3和3年度 当初予算 (百万円)

140,021



都道府県計画及び市町村計画(基金事業計画)

- 〇 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を 踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 〇 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- Ⅲ 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- Ⅴ 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

62

医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室

合せ先 老健局 高齢者支援課

老健局 認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111 (代表)

事業URI

地域の魅 力を発信

地域を支

を確保す

の整備や

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支 援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しなが ら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。

市町村が行う以下の事業に助成する。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業 要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア 等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会 参加・介護予防の取組を推進。
- ② 包括的支援事業
 - ア 地域包括支援センターの運営
 - イ 社会保障の充実(在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、 地域ケア会議の開催)
- ③ 任意事業(介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等)

市町村

交付金(事業費上限は下図参照)

194.166

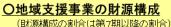
〇地域支援事業の事業費

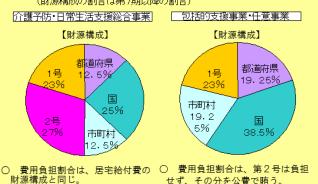
市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計 画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
 - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- 包括的支援事業・任意事業
 - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

https://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunva/hukushi kai go/kaigo koureisha/chiiki-houkatsu/





せず、その分を公費で賄う。

(国:都道府県:市町村=2:1:1)

認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111 (代表) (内線3982)

趣旨 目的

地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者等のデジタル化を支援し、地域の高生産・ 高付加価値企業群を創出・強化する。 事業 内容 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証(試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善)による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助。

事業実施主体 (対象者)

民間団体等、民間企業等

補助率

定額、2/3(中小)、1/2(非中小)

令和 3 年度 当初予算 (百万円)

1,170の内数

執行スキーム

経済産業局

定額補助

事業実証コンソーシアム

民間団体等▼ 事業管理機関

中小 2/3 非中小 1/2補助

民間企業

実証企業群※

X

IT企業等 (補助対象外)

- ·実証支援
- ・関係者のネットワーキング
- ・優良事例の迅速な普及
- ・マーケティング
- ・製品・サービス等の試作
- ・試作物・サービスの顧客ヒアリング
- ・事業性の検証
- ・上記プロセスの繰り返し
- ・新事業に必要なノウハウ・技術等の提供

※地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認事業者以外も利用可能

5

【 (1) 課題解決プロジェクトの実証】

地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に 社会課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要。このため、地域内外の中小企業等が地方公共団体 等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組(地域と企業の持続 的共生)を支援。

【(2)地域・社会課題解決に向けた計画策定】

少子高齢化、過疎化が進行する中、地域住民に必要な日常サービス機能を維持・継続するためには地域内外の 関係主体の連携体制構築が重要。連携体制の中で中心となる組織(オーガナイザー)立ち上げの事業計画を策 定し、モデルとして提示することにより、オーガナイザーを中心とした連携体制構築を促進。



事業内容

(1):ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域(5地域以上)で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援。

(2):買い物弱者対策や高齢者見守り等の地域・社会課題解決において、オーガナイザーの立ち上げに関する事業計画を策定。具体的には、地域内のニーズ調査、課題整理、関係主体との調整等を行い、オーガナイザーが収益を確保しつつ、持続的に事業継続していくための計画を策定し、今後の組織立ち上げに繋げる。

事業実施主体 (対象者)

民間事業者等

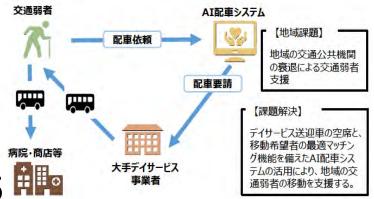
補助聲

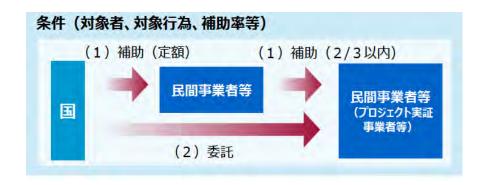
(1) 定額、2/3以内、(2) 委託

令和3年度 当初予算 (百万円)

560

(1) 課題解決プロジェクトの実証イメージ図





https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/ip/chiiki_02.pdf

目的

人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要等を獲得し付加価値を高めていくために必要な、市場 ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助。

中小企業者が、中小企業庁が選定・公表した「支援パートナー」と連携しながら、優れた素材や技術等を活か した自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商 品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を通じて、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確 立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援。



中小企業

2/3以内(上限額500万円~2.000万円)

800



補助率·上限額

● 補助率 : 2/3以内

※採択3年目の場合/国内販路開拓の場合には1/2以内

補助上限額: 500万円~2,000万円 ※複数者による共同申請の場合、一者毎に500万円嵩上げし、

最大2,000万円まで引き上げ

(2)

補助対象経費

マーケティング調査費、広報費、委託費(WEBブラットフォーム上のサー ビス利用費を含む)、専門家等への謝金、試作品開発費 (原材料費、 機器・設備費、デザイン費)等

(3)

支援パートナーの要件

選定基準

- ①これまで海外展開・国内展開に成功した支援実績があること
- ②具体的な支援ツールを持っていること
- ③財務基盤が安定していること
- ④日本語で中小企業へのサポートを行うことが可能であること

● サポート内容

- ①市場獲得につながる支援ツールの提供、展開先の市場動向等の情報を提供する
- ②支援した中小企業者が補助事業終了後提出する実績報告書の作成に協力する
- ③支援可能な中小企業者数の目安を提示し、その上限数まで支援する
- ④支援パートナーは、自社にとって新規の事業者も一定程度支援する

66

※国から支援パートナーに対して、直接補助金等は交付されない

地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

趣旨

中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行う実 証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援する。

これにより、複数の中小商業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発 展を促進する。

事業

内容

(1) 地域商業機能複合化推進事業

中小商業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設 等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその 経費の一部を補助する。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業 外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の担い手となる人材の育成を図る。



民間事業者等

下図参照

550

(1) 地域商業機能複合化推進事業のイメージ

【ソフト事業】

中小商業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適 なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を 補助します。※国庫補助上限額4,000千円

【ハード事業】

中小商業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した 上で、商店街等にない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その 効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額40,000千円

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を導入した事例(油津商店街:宮崎県日南市)】



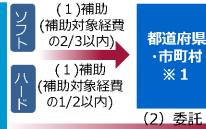
創業拠点



多目的利用スペース

働く場の誘致

条件(対象者、対象行為、補助率等)



(1)補助 (補助対象経費 の5/6以内)

(1)補助 (補助対象経費 の3/4以内)

(2) 委託

中小小売・サー ビス業のグルー プ等 ※2

民間事業者等

※1.国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※1

- ※2.まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など
- ※3.地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan fy2021/pr/ip/chuki 19.pdf

玉

中小企業庁商業課 03-3501-1929 地域経済産業グループ中心市街地活性化室 03-3501-3754

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。

事業内容

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。



事業実施主体 (対象者)

協議会、事業者等

補助率

1/2以内、1/3以内 等

令和3年度 当初予算 (百万円)

20,587

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 〇 幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等の コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行を支援
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等の コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の車両購入、 貨客混載の導入を支援
 - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 〇 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援









地域公共交通パリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、 福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状 ブロックの整備
- 〇 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等









地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

<支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」 の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本 構想の策定に係る調査

全国各地で個性的で魅力ある地域づくりに向けた取組みを推進する。

「手づくり郷土賞」は昭和61年度に創設され、令和3年度で36回目の開催となる国土交通大臣表彰。地域の魅 力や個性を創出している良質な社会資本及びそれと関わりを持つ優れた地域活動を一体の成果として発掘し、 「手づくり郷土賞」として表彰するとともに、好事例として広く紹介する。



地域活動団体 (都道府県、市町村と共同で応募可)

募集対象

一般部門

地域の魅力や個性を生み出している、社会資本*及びそれと関わりのある 地域活動が一体となった成果

*原則として国土交通省が所管する社会資本で、地方公共団体 等が整備・管理するものも 含む。

大賞部門

これまでに「手づくり郷土賞」を受賞した、社会資本又は社会資本と関わり のある活動を含む成果

※「手づくり郷土賞」を受賞した後、なお一層の活動の充実が行われるなど、継続的に魅力 ある地域の実現に寄与し、他の地域のモデルとなり得るものを選定して表彰

<選定にあたっての評価例>

- ・里の原風景を残し、環境学習・景観学習が出来るような整備がされている。
- ・周辺地域の観光資源等と連携して特徴のあるインフラツーリズムを実践している。
- · **KU**v発想や住民自ら考え工夫を凝らした地域活動が行われている。

受賞事例

市民・民間事業者が主体的に水辺空間を活用する社会実験を開催し、物販 や観光船など多彩なイベントの参加者や、日常的な河川利用者が増えている。



水辺空間を活用した『川あそび』



観光船



リバークリーン

受賞記念発表会

優れた地域づくり活動を広く紹介することにより、個性的で魅力ある郷土づくり の取組が各地でより一層推進されることを期待し、発表会(交流会)を開催





趣旨 目的

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺 集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。

事業内容

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以上の集落圏等における生活機能の再編・集約するための既存施設の改修等



事業実施主体 (対象者)

市町村、NPO法人等

補助率

1/2以内(市町村)、 1/3以内(NPO法人等) 命和3年度 当初予算 (百万円)

44



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺 集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

〇補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (集落活性化推進事業費補助金)

- ●対象地域:過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域 (都市計画区域等の一定の地域を除く。)
- ●実施主体:市町村、NPO法人等(間接補助)
- ●補助率: 1/2以内(市町村)、1/3以内(NPO法人等)
- ●対象事業:

モデル的な小さな拠点の形成を図る観点から、一定規模以

- 上の集落圏等において、以下を行うための既存施設の改修等
 - 生活機能の再編・集約
 - ・テレワークスペース等の整備
 - ・既存の小さな拠点における換気設備、自動水栓等

70

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000 021.html

創意と工夫を活かした広域的な地域づくりを通して、個性ある地域の整備・育成に顕著な功績があった優良事例 を表彰し、それを広く紹介することにより、活力ある地域づくり活動の奨励を図る。

「地域づくり表彰」は、昭和59年度に創設され、令和3年度で38回目の開催となる国土交通大臣表彰。 都道府県から推薦された地域づくり事例について、今後の地域づくりのヒントやノウハウにつながるものを 表彰し広く紹介する。「地域づくり部門」「小さな拠点部門」があり、大臣賞のほかにも「日本政策投資銀行 賞|「全国地域づくり推進協議会会長賞|「国土計画協会会長賞|等が設定されている。



地域づくり事例に関わった団体等(地方公共団体、個人含む)

●令和2年度に表彰された 地域づくりの優良な取り組み事例 (那須まちづくり広場、鯖江市RENEW実行委員会など8団体)





家々の軒に下げられた塩引き鮭



















目的

歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域 社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与する。

事業 歴史まちづくり法に基づき、市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を国(文部科学大臣、農林水産大臣、 国土交通大臣)が認定し、当該計画に基づく市町村の取組に対し各事業により重点的に支援する。

地域の魅 力を発信 する 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確

歴史的風致維持向上計画の認定都市等

下図参照

社会資本整備 総合交付金 7.469億円の内 数ほか

社会資本整備総合交付金

①街なみ環境整備事業

- 〇公共施設の整備や修景施設の 整備、電線の地中化等、良好 な街なみの維持・再生を支援
- 〇歴史的風致形成建造物の買取、〇古墳、城跡等の遺跡やこれら 移設、修理·復原も補助対象

②都市公園事業

- 〇地域活性化の核となる貴重な 歴史的資産の保存・活用に資 する都市公園の整備を支援
- を復原したもので歴史上価値 が高いものも補助対象

③都市再生整備計画事業

- 〇地域の歴史・文化等の特性 を活かした個性あふれるま ちづくりを総合的に支援
- ○交付率の上限を40%→45% へ嵩上げ、土塁・堀跡の整 備も補助対象



歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を支援する。

事業 内容

景観計画を策定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに景観規制上既存不適格となる建築物等への 是正措置に対する支援を実施。 事業実施主体 (対象者)

市区町村 (要件は下図参照)

補助率

1/2, 1/3

和 3 年度 当初予算 百万円)

79

支援内容

【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置 に要する経費

【補助率】

上記(1)、(2) 事業主体がa. に該当する場合 1/2

上記(1)、(2) 事業主体がb. に該当する場合 1/3

上記(3) 事業主体がa.又はb.に該当する場合 1/3

【事業主体】

以下のいずれかの要件を満たす市区町村

- a.立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組 を開始・公表している市区町村
- b.景観に関連のある計画等を定めている市区町村 (a.を除く)
- ※景観に関連のある計画等
- ・古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- 1/2 ・歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
 - ・文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区
 - ・観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
 - 棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画



景観規制により既存不適格となった建築物の外観の塗り替え(イメージ)

空き家再生等推進事業

空家等対策計画に定められた地区について、居住環境の整備改善を図る。

事業

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び空き家住宅又は空き建築物 の活用を行う地方公共団体の取組を支援する。

かした営農と所得 地域の魅 に取り組 地域を支 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確 保する

都道府県、市町村、所有者

下図参照

社会資本整備総合交付金 6,311億円(令和3年度)の内数 防災・安全交付金 8,540億円(令和3年度)の内数

事業内容

- ・空き家の除却
 - 例:不良住宅の除却 ポケットパークとして跡地を利用する空き家を解体
- ・空き家の活用

例:空き家を地域活性化のための交流施設等に活用

- ・空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
- ・空き家の所有者の特定

例: 所有者の特定のための交通費、通信費、委託費等



補助対象

空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対 象とする地区において行う事業

(上記要件は空き家の除却、活用に限る)

補助率

団体共

活用

除却

団体共

所有者

74

趣旨 目的

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、 地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。

地区の固有の資源である良好な景観や歴史的街並みの保全・再生に、地域が一体となって取組み、魅力あるふ るさとづくりを推進する。

地域の魅 力を発信 する に取り組 体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活イン フラを確 保する

都道府県、市町村、法定協議

1/2, 1/3

社会資本整備総合交付金 6,311億円(令和3年度)の内数 防災・安全交付金 8,540億円(令和3年度)の内数

【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①~③のいずれかの要件に該当する区域 ①接道不良住宅*率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上

- *接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう。
- ② 区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、か つ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風 致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形 成を図るべきこととされている区域

【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等 による「街づくり協定」が締結されている地区

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等

(交付率:1/2)

空家住宅等の除却

空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景

(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歷史的風致形 成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)





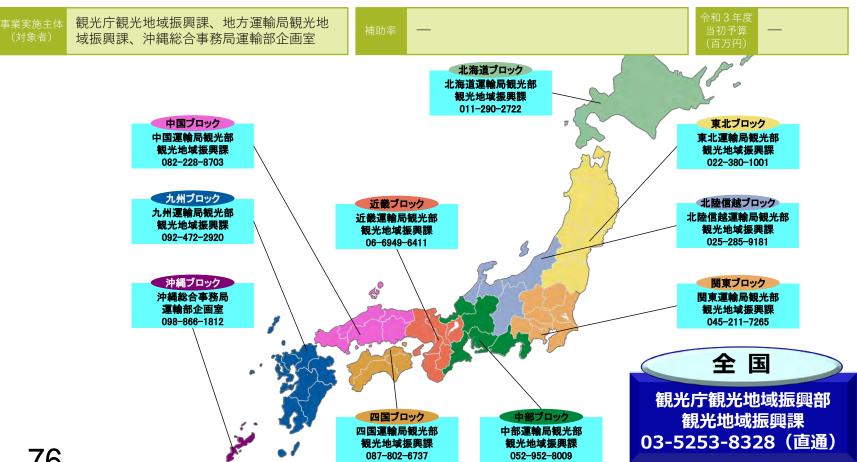
75

趣旨 目的 観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりの取組について地域の方々が相談できる場として、 観光庁および地方運輸局等に窓口を開設する。

事業内容

観光庁及び全国の運輸局に「観光地域づくり相談窓口」を設置し、観光による地域活性化を目指す地域の方々を対象に、関連施策の紹介や、関係省庁への仲介などを行うことで地域の取組を支援する。





76

https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/madoguchi.html

7.

観光による地方創生の一層の推進のため、観光地域づくりに取り組まれる方々の参考となるよう事例をとりまとめ周知する。

事業

目的

地域における観光振興の取組を効率的に進めるためには、各地域の取組の情報・ノウハウ等をその他の地域に有効に活用していくことが極めて重要であることから、各地の観光振興の取組事例等を調査し、その結果をとりまとめて事例集を作成する。



事業実施主体 (対象者)

観光庁

補助率

_

令和3年度 当初予算 (百万円)

夏 [—



観光による地方創生の一層の推進を図るため、全国各地の創意工夫に富んだ101の事例をグッドプラクティスとして選定。

課題とマネジメント体制、成功要因、失敗談とその対応等を取り上げるとともに、その取組成果を掲載。

[HP] 観光庁ホーム > 政策について > 観光地域づくり > 観光地域づくり事例集

第1章 組織形成の強化

- ○組織形成と広域的取組
- ○人材育成



第2章 特定のテーマに重点を 置いた観光振興

○サイクルツーリズム

○インフラツーリズム



第3章 地域資源の活用

○農業の活用

○道の駅の活用



第4章 インフラの整備と活用

○環境·景観整備

○クルーズ振興



第5章 地域の魅力発信

○マーケティング



第6章 災害からの観光復興

<u>○東北</u>

○熊本



77

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進する。

訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人 (DMO) が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、 旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。



登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた 事業の実施主体(登録DMO、都道府県、市町 村)

定額(1) 事業費の1/2(②、③、④、⑤) ※継続事業については2年目:2/5、3年目:1/3

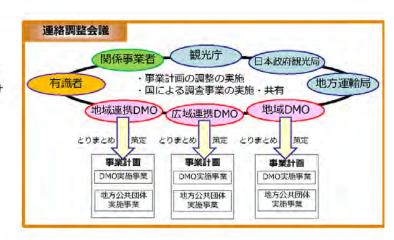
765

支援制度

補助対象事業:

登録DMOが中心となって実施する「新たな旅のスタイル」に対応するため の以下の取組。(ただし、地方ブロック毎に開催される連絡調整会議におけ る調整を行ったものに限る。)

- ①調査·戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション



「新たな旅のスタイル」に対応するための取組の例

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を 活用した滞在コンテン ツで、三密を避けるな ど、新たな生活様式を 実践したコンテンツの

造成を支援



地域内の感染症対策や観光 地の混雑状況の情報提供な ど、安心して観光を楽しめ る環境づくりを支援



④旅行商品流通環境整備

「新たな旅のスタイ ル」への対応がなさ れた旅行商品の国内 外OTAへの掲載、旅 行会社との商談会な

ガイドツアー

https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuy u.html

観光庁観光地域振興課

03-5253-8327

環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

大臣官房 環境計画課

かした営農と所得

定住条件の整備や

生活インフラを確

に取り組

を話し合

地域の魅

える組織

を確保す

趣旨

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

「第五次環境基本計画」(平成30年4月閣議決定)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①~④の業務を行う。

- ① 地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ② 地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③ 先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ 都市部のライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動(シンポジウムの開催、国内外への発信)等を実施することにより、取組の横展開を図る。

事業実施主体 (対象者) 都道府県、市町村、 民間事業者・団体

補助導

請負

3和3年度 当初予算 (百万円)

500

事業スキーム

■事業形態

共同実施/請負事業

■共同実施先・請負先

地方公共団体/民間事業者・団体

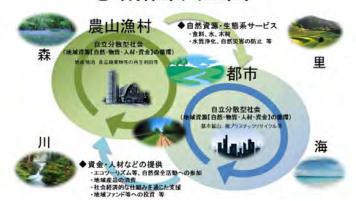
■実施期間

令和元年度~令和5年度(予定)



事業イメージ

地域循環共生圏



http://chiikijunkan.env.go.jp/

大臣官房環境計画課 03-5521-8328

事業URI

問合せ先

国立公園満喫プロジェクト等推進事業

趣旨目的

- ① 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進
- ② 利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現
- ③ 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す

事業内容

平成28年3月に政府(議長:内閣総理大臣)がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つとして位置づけられた国立公園において、訪日外国人利用者数を年間1,000万人とする目標を掲げている。新型コロナウイルス感染症の影響による国内外の観光客が大幅に減少を踏まえ、利用者の復活に向け、受入環境整備や新たな利用推進を図る。

- ・滞在環境の上質化/多言語化 : 廃屋撤去等の景観改善、多言語解説の整備・充実等
- ・滞在型コンテンツの創出:グランピング等のコンテンツの造成・提供体制整備等
- ・基盤的な利用施設の整備/長寿命化:ビジターセンター・登山道の再整備、デジタル展示等
- ・受入環境・体制の向上/山小屋支援:自治体・民間団体等の連携促進、利用者負担による保全の仕組みづくり、旅行博等への出展等/山小屋施設改修支援等

事業実施主体 (対象者) 都道府県、市町村、 民間事業者・団体

補助導

定額、2/3、1/2等

令和 3 年度 当初予算 (百万円)

15,950

事業イメージ







廃屋撤去跡地の新たな民間事業導入、無電柱化等の 景観改善、ワーケーション向けの改修・機能転換

ツアー等の造成支援



グランピングやナイトタイム、野生動物 ・ 作等のコンテンツ造成、コンテンツ提 ・ 切けた計画づくりや受入体制の整備



Uni-voiceコードによる多言語解説



ビジターセンター・展望台等の利用施設 の整備やデジタル展示の導入

事業スキーム

- ■事業形態 請負事業/交付金/補助金
- ■請負先 民間事業者 · 団体/都道府県 · 市町村
- ■実施期間 平成28年度~

せ先 自然環境局 国立公園課 03-5521-8277

(日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費のうち、) 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室

子どもたちが自然とふれあう機会を創出するため、国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自 然体験プログラムの充実及び地域の受け入れ体制の強化

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。

地域の魅 力を発信する に取り組 地域を支 える組織体や人材 を確保す 定住条件 の整備や 生活インフラを確

民間事業者

請負事業

410の内 数

事業内容

- ①エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化 と運営管理の抜本的向上
- ②子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③世界自然遺産地域等の保全管理、IUCNより対応が求められている「奄美大島、 徳之島、沖縄島北部及び西表島」の保全管理強化等の実施





我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を 多数有する

事業イメージ

魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボ ランティア体制強化や協働型管理 運営体制の導入により地域ととも に利用推進。



国立公園等における子どもの自然 体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの 自然体験活動の推進体制及び受 入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管 理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。 国立公園、さらには世界遺産 として、質の高い保護管理を 実施。



国立公園や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進

地域の魅 力を発信 に取り組 定住条件 の整備や 生活インフラを確

会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議

地域協議会等

交付金 (1/2)

28

イメージ



魅力的なエ コツアー等 の不足

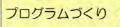
エコツーリズム地域活性化支援事業

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり

- 等への支援 ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・ 国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の 作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を 交付



(交付金)



進全体構想の作成

用域あ 振るツ 寄興自

http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/tryecotourism/env/chiiki shien/koufu/index.html

に取り組

地域の魅 力を発信 する

地域を支

を確保す

定住条件の整備や

生活インフラを確

自然公園等事業等(内数)

趣旨 目的

事業

内容

- 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- 「明日の日本を支える観光ビジョン構想(平成28年3月)」を踏まえた国立公園等における、外客受入環境整備 2
- 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用 を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然 再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援し ます。



- ・自然公園施設等の緊急対策【国土強靱化】事業
- ・自然公園等施設における気候変動、防災・減災対策の実施
- ・国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区の保全事業
- ・国が整備した施設等の維持管理
- ・国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援(交付金)
- ・自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

民間 (請負事業) 都道府県、市町村(交付金事業)

請負事業、交付金事業(下図参照)

8,332

事業イメージ

事例1:利用施設の整備



国立公園の利用拠点におけ るビジターセンターの整備 (竜串ビジターセンター)

事例2:気候変動ならびに防災・減災対策の実施



緊急避難場所の 改修による防災機能強化 (室堂園地休憩所)

事例3:長寿命化対策





対策後

施設の長寿命化 計画に基づく対 策 (外壁補修) の実施

事業スキーム

■事業形態

請負事業/交付金事業(国立公園50%国立公園以外45%)

①請負事業:■民間、③補助事業:■地方自治体

■実施期間

平成6年度~

http://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html

自然環境整備課 03-5521-8281

令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止を 目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金 により支援する。

かした営農と所得 地域の魅 力を発信 に取り組 地域を支 える組織 を確保す 定住条件の整備や 生活インフラを確 保する

事業 内容 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が実施 する以下の取組を交付金により支援する。

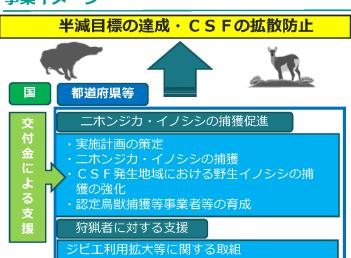
- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の策定
- 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ③ 効果的な捕獲の促進
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

都道府県、協議会

交付金(補助率1/2、2/3、定額)

100

事業イメージ



ー般廃棄物処理施設の整備

趣旨目的

- ①市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

事業

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。また、今後は災害対応の観点も含め、施設自体の耐水対策や停電時の廃棄物受入対応、充電設備の整備にも力点を置いて支援を行い、災害時のライフラインの確保及びエネルギーセンターとしての活用も図る必要がある。 具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設(焼却施設、メタンガス化施設等)
- · 最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業

等

事業実施主体 (対象者)

市町村等

補助率

交付金、間接補助事業(補助率1/3、 (一部1/2)、定額) 令和3年度 当初予算 (百万円)

54,128

施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが 懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への 浸水被害を回避



http://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03jutensesakushu/044_r0312.pdf

事業URL

85

http://www.env.go.jp/guide/budget/r03/r03juten-sesakushu/049_r0312.pdf

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/1_gaiyo/gaiyo_setsu.html

環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

趣旨 目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたことから、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。
- ② 更に、令和元年台風15号及び19号等の災害を踏まえ、早期に復旧できる災害に強い合併処理浄化槽の整備を進め、防災機能の向上、国土強靱化に資する。
- ③ また、浄化槽法が改正され、行政による浄化槽情報や指定検査機関、民間業者(保守点検、清掃)の有する情報を統合・整理した浄化槽台帳の整備が義務づけられたため、設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況を一元的に管理できる浄化槽台帳システムを整備する必要がある。



●浄化槽設置整備事業(個人設置型)(交付率1/3)

循環型社会形成推進交付金(浄化槽の整備)

- 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2) 改正浄化槽法に基づく「公共浄化槽」として市町村が管理する個人設置型事業による浄化槽整備を事業対象に拡大(管理組合等が行う共同浄化槽(100人以内)の整備(流入管を含む))(交付率1/3、1/2)
- ●公共浄化槽等整備推進事業(市町村設置型)(交付率1/3) 環境配慮事業の要件見直し(「浄化槽処理促進区域」を設置要件に付加)(交付率1/2) 商業地域等で通常よりも多量の汚水排出が見込まれる地域における共同浄化槽の人槽規模の特例の設定 (交付率1/3、1/2)

市町村が行う市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽の災害に伴う改築事業を補助メニューに追加 (交付率1/3)【令和元年度補正予算~】

- ●浄化槽整備効率化事業(交付率1/3)
 - 浄化槽処理促進区域の設定、PFI等の民間活用及び共同浄化槽の設置に資する調査・測量・設計など効率的な浄化槽整備に要する費用への補助。

地方公共団体(都道府県及び市町村)が行う、浄化槽整備を効率的に実施するにあたり必要な、設置・維持管理情報等のデータの電子化に要する費用(悉皆調査、電子化)及び既に浄化槽台帳を整備している自治体(都道府県及び市町村)が行う、既存の台帳システムを環境省が省令等で求める内容に沿って改修する事業に要する費用への補助。 (交付率1/3)【令和元年度補正予算~】

事業実施主体 (対象者)

内容

都道府県、市町村

補助率

交付金(補助率1/3(一部1/2))

3和3年度 当初予算 (百万円)

8,613

86

https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/koufu/koufu.html

問合せ会

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 03-5501-3155